

論 説

鎌倉幕府の裁判における

和与の認可申請手続について

西 村 安 博

はじめに

- 一、問題の所在―和与の成立と和与の認可申請手続―
  - 二、和与の認可申請手続
- むすびにかえて

## はじめに

本稿の課題は、鎌倉幕府の裁判において訴訟当事者間に和与が成立したのち、裁判所によって和与状が受理されるまでの、和与の認可申請に関する裁判手続過程の一端を明らかにすることにある。

これまでのところ、われわれは鎌倉幕府の訴訟制度における和与に関する基本的理解を平山行三「和与の研究―鎌倉幕府司法制度の一節―」（吉川弘文館、一九六四年）にほぼ全面的に依拠しているといっても過言ではない。この著書は、あらためていうまでもなく、石井良助「中世武家不動産訴訟法の研究」（弘文堂書房、一九三六年）や佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」（畝傍書房、一九四三年初刊、岩波書店、一九九三年再刊）などとともに、和与に関する訴訟法上あるいは裁判制度上の前提的理解を共有するものであるといえよう。そして、平山氏による研究そのものは、日本中世法における和与の成立や意義をはじめとして、鎌倉幕府法と和与との連関を明らかにするものであるとともに、鎌倉幕府訴訟制度における和与の体系的理解を構築するための基盤を与えるものであり、日本法制史研究の上では、和与に関してはじめて試みられた本格的な研究として評価することができるのである。

そこで、本稿は、前掲「和与の研究」の「第三章 和与の手続及び効果」に収められた、主に「第二項 和与状の交換」および「第四項 下知申請」に関する再検討を試みることを通じて、鎌倉幕府の裁判における和与の認可申請手続に関するこれまでの理解に補足的理解を与えることを意図したものである。

そもそも、和与（鎌倉幕府の裁判上の和与、以下、単に和与と表記する）については、主なものを挙げるとするならば、「訴えの取り下げ」的なもの、「請求の放棄・認諾」的なもの、あるいは、いわゆる「訴訟上の和解」的なもの

等のような裁判手続上の特徴を含意しているものとして考えることが可能である。したがって、本来ならば、和与をたとえばこれらのタイプに分類することによって、それぞれに見られる裁判手続上の特徴を点検していくという方法を探ることが、和与の認可申請手続に関するより正確な理解につながるものと考えられるけれども、本稿では遺憾ながら、このような作業を必ずしも果たし得ていない。他日を期したいと思う。本稿では、和与の認可申請手続に関する個別具体的なケースをひろい、そこに現れる裁判手続上の特徴をいわば横断的に把握するという方法を探ることによって、和与の認可申請手続に関する大まかな輪郭を掴む手掛かりを得ようと試みるものである。<sup>①</sup>

本稿では、訴訟両当事者によって和与状が作成されたのち、これが裁判所によって受理されるまでの過程に関して具体的に検討することになるが、このことに関する平山説をはじめとするこれまでの基本的な理解をここで確認しておく。<sup>②</sup>

第一に、訴訟当事者間で和与が成立した場合に、和与の事実や具体的内容については和与状によって明らかにされる。第二に、両当事者の作成した和与状は相互で交換されたのちに、訴訟当事者は自分の受け取った和与状を裁判所に対して提出することによって当該和与の認可申請を行った。

第一の点は、第二の点とも密接に絡み合うことであるから、やはり、あわせて検討すべきことになろう。すなわち、まず、和与状は和与が成立したときに作成されるという説明が一般的になされてきているけれども、「和与が成立した」ということは、具体的にはどのような状況を想定すべきなのかについてはいま一つ不明瞭な理解のままに止まっているものといえよう。そして、和与状が当事者間で交換されるという状況そのものは推測に難くないが、このことからさらに、和与状が裁判所に対して提出されるという手続をどのように説明するのかがなお検討すべき

課題として残されているように思われるのである。すなわち、和与状を相手方から受け取った当事者が、単独かつ個別的に提出していたのか、あるいは、両当事者が事前に申し合わせる事によって同時に提出していたのか、などということである。あるいは、和与の認可を申請するときには、申請する当事者は和与状とともに申状のような文書を別途副える必要があったのかどうか、つまり、和与状一通だけで事足り得たのか、などという点も関連することになる。<sup>③</sup>

本稿では以上の諸点に関して、次のようなアプローチを試みることにしたい。第一に、和与の成立時期に関する検討を行う。このことを踏まえて、第二に、和与の認可申請が行われる際の手続および方法に関して、いくつかのパターンに分類・整理することを試みたい。

### 【註】

(1) 鎌倉幕府訴訟制度においては、裁判所に対して訴訟が提起された後、訴訟手続の進行過程において当事者間に成立し、和与について、当事者自らが、その事実や内容を和与状として作成することによって、これを裁判所に対して提出するという手続が和与認可手続の前提とされていた。これに対して、現在の主に民事裁判上の和解手続では、訴訟手続進行中に裁判官による和解勧誘が可能とされていること、和解の成立にいたったとき、和解調書（和与状に相当するものと考えられる）の作成手続においては、実質的に裁判所書記官が訴訟両当事者間の複雑な調整をこなしながら、和解調書を作成すること、この写しを訴訟両当事者はそれぞれ保管することになること、和解調書の形式は必ずしも一定されたものではないが、文字通り、判決書と同等の効力を持つことなどがその裁判手続上の特色として挙げることができよ

う(この点について詳論する書物は枚挙に遑がないが、例えば、福永有利・井上治典「補訂版 民事の訴訟―事例で見  
る手続きの展開―」(悠々社、一九九六年)などを参照)。したがって、鎌倉幕府の和与に関する裁判手続と現行法上の  
和解(主に民事上の)に関する裁判手続との間には、手続上の大きな相違が存在するといつて良いであろう。

また、「裁許状」を中心にして訴訟関係文書全体を総合的に検討することによって、鎌倉幕府の裁判手続の実態がよ  
り鮮やかに浮かび上がるであろうことはいままでもない。この意味からすれば、本稿は、主に和与の認可手続に関する  
検討を通じて、幕府裁判手続の実態にアプローチしようとするものとして位置付けられるかもしれない。

(2) 平山前掲書、第三章などを参照。

(3) 和与状の古文書学的性格については、これまで様々な理解がなされてきている。これまでの和与あるいは和与状に関  
する理解を根本的に支えてきた重要な学説であることに相違はないから、以下、引用が長文にわたってしまうことを畏  
れつつ、諸学説の内容を紹介することにした。

(i) 相田二郎「日本の古文書」上巻(岩波書店、一九四九年)の「第七部 諸證文」に収まる「第七類 和與状」におい  
て、次のような理解が示されている。

「鎌倉時代の文書に和與と云ふ言葉が見えてゐるが、之は何等かの事情があつた結果、適當に処理して物を與へる  
ことであつた。この時作る文書を和與状と云ふ。又この意味からして、両者の間に相論が起こつた場合、之を止めて  
和解することをも和與といふ。その和解の条件を種々書き連ねた文書を、當事者相互に所持することがあつた。之を  
も又和與状と云ひ、鎌倉時代から室町時代の初期頃迄の間に現れてゐる。この和與は係争中和解したもの、或は訴訟  
まで及ばずして和解したものもあるが、何れもその和與状に、大抵その時の奉行人の裏封といふものを受けてゐる。

裏封とはその和與状の料紙の裏に、奉行人が和與の条件を認知する意味を表すものであった。従って之があつて始めて和與が確立した次第である。尚ほこの和與に対しても、訴訟を判決した時と同じやうに、和與認知の為に鎌倉幕府六波羅探題から裁許状を出してゐることがある。之は下知状の形式をとつてゐる。即ち和與状は奉行人の裏封と和與の裁許状とを伴つて、始めて充分の効力を發揮し得たのである。（中略）かやうに一方が自から進んで訴訟を止める計りでなく、両者が同時に和解して和與状を立てる時には、両方から和與裁許の下知状の下附を願出でたのである。尚ほ時が降ると和與状にも充所を記した書札式のものが見れてゐる。（以下略）

(ii) 伊地知鐵男編「日本古文書学提要」(上)（大原新生社、一九六六年）では、「第二章 中世の文書」の「第一節 武家文書」に収まる「〔一〕鎌倉時代の武家文書」の「(4)訴訟・裁許文書」において、「三問三答訴陳状」および「下地中分状」の箇所で触れられるが、どちらかといへば、「上申文書」の範疇で理解されているようである。

(iii) 中村直勝「日本の古文書学」中巻（角川書店、一九七四年）では、和与状を「第五類 私文書」に収まる「第三節 相互關係」のうちの「第十五項 和与状」において、次のような理解が示される。

「本書第四章古文書の分類の第五類「私文書」第二節「下から上へ」への第七項で、訴状陳状を述べた時に、そうした訴陳を番えておる際に現れるであろう「和与状」について、言うべきであるかとも思ったが、和与」という言葉の底には、訴状や陳状と言う言葉が含む論争の気分は、消えており、双方で相譲り、相語らい、手を握つた、というやさしい親しみの心が湧いておるやに思われるので、この場合、当事者は上下の差等ではなく、左右相互の間柄になつておるので、上下の差異ある文書と同時に取扱わないで、相互關係の文書として取扱うべきであろうと考えたから、さきの場所を外して、ここに座席を与えたのである。新案でも何でもない。当然のことである。」

(iv) 佐藤進一「新版 古文書学入門」(法政大学出版局、一九九七年)では、「第三章 古文書の様式」のうちの「第四節 上申文書」に収まる「一 解状(ゲジョウ)・訴陳状(ソチンジョウ)」および「第五節 証書類」において和与状について言及されており、「第四節」の中で、次のような理解が示される。

「訴陳状について述べたついでに、訴訟関係文書の一つとして和与状・分文<sup>わけぶん</sup>について説明しておこう。これらは文書の分類からすれば、上申文書ではなく、後述の証書類に入るべきものであるが、作成手続き及び内容のうえで訴陳状と密接な関係があるのでここに併記する。和与とは自由意思による権利の移転すなわち贈与を意味する(これに対して自由意思によらない場合を去与<sup>さりあたう</sup>といった)が、また普通の和解の意味にも用いた。訴訟進行の途上で和解が成立すると、訴人・論人両方の和解の条件を記し、これに基づいて和解する旨を記した和与状を作成する。これは同文または同内容のものを訴人・論人別々に作成して相互に交換する場合と、同文のものを二通作成して、これに訴人・論人が連署して、各一通ずつ保存する場合とがある。鎌倉幕府では、主として地頭の荘園侵略(押領)に起因して、和与が次第に行われるようになり、とくに後期に盛行した。和与の条件を見ると、荘園の土地の分割、当時のいわゆる下地中分が少なくない。このような内容をもつ和与状を和与中分状、和与相分状などとよんだ。幕府法では、和与状はいちおう幕府に提出して、その訴訟を担当した奉行の証判(確認した旨を裏書する、これを奉行の裏封<sup>うらふさ</sup>)と受け、かつ幕府のその和与を認める旨の判決(これを和与の裁許状という)を受けて、初めてその和与状は公法上の効力を取得するものとされた。和与状と和与裁許状がそろって残っている例がこの時代には少なくない。」

(v) 勝俣鎮夫氏は、「概説古文書学」古代・中世編(日本歴史学会編、吉川弘文館、一九八三年)の「第七 証書類」に収まる「三 和与状」において次のように解しておられる。

「(前略)さて、鎌倉幕府は、鎌倉時代中期以降、荘園領主と地頭の間の相論多発という状況のなかで、上述のような紛争解決の社会慣行をその訴訟制度にとりいれ、訴訟の迅速な解決、訴訟件数の減少を目的にして、紛争当事者間の和与を奨励した。この訴訟制度上の和与は、形式上両当事者の合意による和与を幕府が公認することによって成立し、その結果当事者間の提出した和与状には担当奉行の裏封うらふちがせが加えられ、幕府からは和解公認の判決書である和与下知状が交付された。またのちには、その手続きが簡略化し、幕府に提出された和与状に、たんに担当奉行が、この和与が幕府の公認を経たものであることを明らかにするため、「為後証所加署判也」というような文言を記し、署判を加えて交付する方式が多くとられた。このような制度上の和与にもとづいて作成された和与状は一定の様式をもち、一般に和与状という場合、この狭義の和与状をさすことが多い。徳治二年六月十三日岩城隆衡和与状〔様式編〕四〇号〕にみられるように、頭書に和与と記され、訴訟の要旨を記した事書、ついで「仍和与之状如件」という文言でおわる和与の契約内容を記した正文という様式がうみだされたのである。この和与状は、署名が地頭隆衡とだけあるように、原告・被告の両者がそれぞれ作成し、それを取り交わした和与状のうち岩城氏側作成のものである。このような場合、当然のことながら、両者の契約事項は、それぞれの立場・責任で記されており、署名も一方の当事者のみである。このような形の和与状は、比較的初期に多く、やがて、乾元二年正月十八日伊予国弓削島ゆづのしま荘雜掌榮実・地頭代右衛門尉房連署和与状〔莊園編〕下、六一号〕のように両当事者の和与契約を一通にまとめ、両者が連署するかたちの和与状が多くあらわれる。なおこのような様式の和与状も、その和与のありかたは前述の「中分」を原則としたものが多く、下地したじ中分に関する和与状が多い。(後略)」

(vi) 最後に、こんにちにおける和与状に関する総合的理解を示すものを掲げておきたい。すなわち、瀬野精一郎氏は、「和



与状」(『国史大辭典』第一四卷、吉川弘文館、一九九三年)において次のように解しておられる。

「和与の成立に伴って当事者間で取り交わされる文書。和与とは和して与えるという意味からきており、和解・示談・無償贈与の意味で使われる。中世の和与には(一)子孫などの相続人以外の他人に対する無償贈与、いわゆる「他人和与」と呼ばれるもの、(二)相論の解決方法としての当事者間の和解、の二通りの意味で用いられる。前者の場合は、寺社などに対する寄進状を除けば、鎌倉幕府が文永四年(一二六七)「他人和与」を禁じたこともあって、和与状の残存例は少ない。それに対し、後者の場合は、鎌倉幕府が鎌倉時代中期以後、相論の解決方法として和与を奨励したこともあって、多くの和与状が残されている。これらの和与状は、書き出しに「和与」と書き、本文に和与の条件を述べ、書き止め文言を「仍和与之状如件」と結び、当事者が署判を据えて互いに相手方に渡した。この和与状の裏に担当奉行人二名が「為後証所加署判也」との文言を記し、署判した。このような行為を「裏封」と称した。和与状は、両当事者が連署しているものもある。この和与状は訴訟を提起している訴訟機関に提出され、これを受けた訴訟機関は和与状どりに裁許する旨を示した和与裁許状を発給することによって公法上の効力が生じ、相論が最終した。」

以上、論者によって和与・和与状に対する関心が様々であることが了解されることになる。さらに、このような伝統的な古文书学の理解に依れば、和与状を上申文書の範疇として理解する学説(伊地知説など)、証文として理解する学説(相田説、中村説など)、両方の性格を併せ持つものとして理解する学説(佐藤説など)に分かれていることが明らかである。しかしながら、多くの論者の関心は、鎌倉幕府の訴訟制度上、和与が認可されることによって判決と同等の効力が付与されることになる、ということに集中しているように思われる。

また、一方で、鎌倉幕府司法制度上の和与に関する定説的理解を示された平山行三氏は、和与状自体の性格についてはほとんど言及されておられない。前掲書「第二項 和与状の交換」において和与状の交換手続を強調されるとともに、「第四項 下知申請」においては、「和与状の交換が終ると、訴人と論人は、夫夫相手から受け取った和与状を裁判所に捧げて下知状（和与認可の裁許状、筆者註）の交付を申請する」と記されており、裁判所に対して和与状が訴訟当事者の双方から個別的に提出されるという状況の可能性を示唆されておられるに止まる。この点については、後述することにした。

さらに他方で、法制史家の石井良助氏によれば、前掲書「第一篇 鎌倉幕府不動産訴訟法」に収まる「第二章 訴訟手続」の「第五節 和解及び訴の取下」の中で、「第一款 和解」および「第二款 訴の取下」を論じておられる。すなわち、いわゆる訴訟の終了原因の一形態として和与による方法があったこと、そして、和与が裁判所によって認可されれば、当該和与は判決と同等の法的効力を持つにいたるものであるという和与の性格が、その前提にされているのである。その上で、「第一款 和解」の「(一)両当事者間の契約書の作成」(二六七頁)では、「和與状作成後、両当事者より、裁判所に之を提出して、之が認可（下知状の形式の）を申請するのであるが、その外に和與状そのものに奉行の署名を求めて後證に備へたこともあった」と解しておられる。そして、和与下知申請状の一例として、後掲『史料11—1』「東大寺文書」永仁五年十月日東大寺領美濃國茜部庄雜掌法眼慶舜申状（録遺二六一—九四九九）を挙げておられるのである。したがって、和与状には別途、和与認可を申請する趣旨の申状が添付される場合もあり得たことが指摘されていることになるわけである。この点については、第二章において検討することにした。

## 一、問題の所在 — 和与の成立と和与の認可申請手続 —

これまでのところ、訴訟両当事者間の合意形成過程および和与状の交換手続過程が一連の手続過程として一括してみなされることにより、当事者間において和与の成立した状況を示し得るものとしては、和与状の交換手続完了の時点が想定されて来たといってもよいであろう。このことは、平山氏によってなされた次の指摘にも明らかである。すなわち、「法廷において正式に和与を成立せしめるためには書面による一定の手続を必要とした。その第一歩は和与状の交換であり」、「論人と訴人の交換する和与状の日付は、実例では同日のものが多く、理論的には、論人（被告）がまず譲歩し、訴人がそれに応じて訴訟を止めるのが順序であろう。日付の相違がそれを示しているものもある」と。

このように平山氏は、訴訟両当事者によって作成される和与状の日付は同一である場合が通例であるとの理解を示された上で、和与状記載の日付が異なる場合を指摘しておられるが、氏は前者の場合においても、その和与状の作成過程の実質は、後者にみえる和与状の作成過程と相違しないものとして理解されているようである。したがって、和与状の作成過程が示す状況は、まず、一方当事者が譲歩することによって和与状の作成された後に、これを承諾する形で他方当事者もまた和与状を作成するという他に他ならない。平山氏は、このことを前提にして、まず、和与状の作成過程のイメージを端的に示すものとして和与状の日付の相違している場合に求め、ついで、和与状の作成手続の完了時点および交換手続の完了時点とをほぼ同時に捉えることによって、この時点をもさに訴訟両当事者間のレベルにおける和与の成立時期として理解しておられるように思われるのである。

ここで、和与状の作成手続過程と和与の成立時期に関する以上の見解が導かれた際に用いられた次の史料を再吟味しておきたい。<sup>②</sup>

【史料1—1】

和与

近衛北殿御領常陸國吉田社領雜掌祐眞与同社神宮寺別當權少僧都成珍相論、當寺別當職并成珍知行分山本郷御年貢及檢注事

右、當寺者、本所一圓爲御進止之處、假御家人之号不<sup>（願力）</sup>領家所勘之間、就訴申之、依爲公家・武家兼帶所職、帶關東御教書等之上□、非本所一圓進止之由成珍捧陳狀之間、雖番一問答、以和与之儀、任先例、向後奉轉讀每年四季大般若經、可捧卷數之由、依出狀、止訴訟者也、次山本郷内成珍知行分御年貢正和五年以來對捍事、雖訴申之、致弁之由令出帶年々請取畢、及檢注事可依惣郷例之旨令申之上者、同止訴訟畢、若背和与狀、御祈禱不法懈怠候時者、立還本訴可申子細者也、仍和与之狀如件

元徳三年八月廿四日

雜掌阿闍梨祐眞（花押影）

【史料1—2】

常陸國吉田社雜掌祐眞与當社神宮寺別當權少僧都成珍相論當寺別當職并山本郷正和五年以來年貢・檢注以下事、右、及訴陳之間、擬是非之處、兩方和平訖、如成珍去年<sup>元徳</sup>八月廿日狀者、當寺者自往古爲公家・武家兼帶之御祈禱所、云異國蜂起之時御教書、云每年關東政所卷數請取、顯然之處、本所一圓進止之由、雜掌祐眞就訴申、雖番一問答、任先例、向後每年爲本所奉轉讀四季大般若經、可捧卷數之由、雜掌祐眞被出和与狀之上者、不可有子細、次山本郷内成珍知

行分年貢正和五年以來未進事、依致弁帶請取、遂結解畢、檢注事者可依惣郷例云々、如祐眞同月廿四日狀者、旨趣相同、此上不及異儀、守彼狀、互不可違越也者、依鎌倉殿仰、下知如件、

元徳四年四月二日

右馬權頭平朝臣 (花押)

(北條茂時)

相模守平朝臣 (花押)

【史料1-1】から、訴人(雑掌祐眞)よる和与状の内容が、他方、【史料1-2】から、論人(成珍)による和与状の内容が詳細に読み取れることになり、訴訟両当事者の和与状の内容を突き合わせて考えることができる。

【史料1-1】の傍線部によれば、「論人は、先例の通り、本所のためにも毎年四季大般若経を転読したい」との和与状を提出して来たので、訴人としては当該訴訟を止めるものである」という趣旨が理解される。他方で、この和与の内容を【史料1-2】に引用されている論人の和与状に求めるならば、傍線部より、「先例の通り、本所のために毎年四季大般若経を転読されたし」との趣旨で、訴人より和与状が提出されたので、この和与について論人としては異論はない」ということが理解されることになる。

このケースでは、論理的には、まず論人の方が訴人に対して譲歩案を提出して、この上で、訴人の承諾を得るという手続が想定され得ることになるわけだが、和与状の授受の実態をみるならば、必ずしもそうではなさそうである。すなわち、論人が和与状を作成した元徳三年八月二十日の時点では、論人自身はまだ訴人の和与状を受け取っていないはずであるにもかかわらず、論人と和与状の中には、訴人が論人に対して承諾の旨を記載した和与状を既に渡しているかのような状況が記載されているのである。

和与状の内容に關してこのように解釈することが可能であるならば、論人が訴人の和与状を受け取る以前のことであるにもかかわらず、あたかも訴人の和与状を既に受け取っているかのような状況を想定させ得る内容の和与状が、まず讓歩する立場にある論人によつて作成され得たことについては、どのように理解すればよいであろうか。

このことについては、次のように考えることがある程度可能ではないかと思われる。すなわち、和与状作成以前には既に、訴訟両当事者間で和与に關する大方の了解が成立していたのではないかと、ということである。この了解を前提にしつつ実際に和与状の作成されるときには、両当事者の合意の内容を明文化することが主な目的とされ、さらに和与状を交換することによつて相互に承認するということが行われたのである。したがつて、相手方に先立つて和与状を渡すべき立場にある当事者であつても、和与状そのものを相互に交換するという状況を和与状の中に予め盛り込んでおく必要があつたものと考えられるのである。このように考えるならば、いま、論人から和与状を受け取つた訴人は、当該和与状の内容を確認することによつて、自らの作成した和与状をあらためて論人に与えたということにならう。したがつて、「論人が和与状を提出して来たので」という表現をなし得ているわけである。

以上のことからすれば、和与状両通の日付が相違している場合を、訴訟当事者間における和与状の作成・交換手続過程が明らかに示されるものとして理解することは可能であるが、このことを直ちに、当事者間における和与の成立過程として理解することは和与の実態を些か誤解してしまうことになるであらう。一方当事者による讓歩を受けて他方当事者がこれを承諾するという和与の合意形成過程の実質部分は、【史料1】から間接的に推測したように、和与状の作成・交換手続の行われる以前の段階で既に存在しているものと考えられるからである。和与状の作成・交換手続の実質的意義は、訴訟両当事者が和与の内容を具体化・明文化していくことに求められ得るであらう。

したがって、和与状の交換手続過程を、両当事者間における和与の成立過程とみなし、交換手続の完了した時点で和与の成立を求めることは、和与に関する正確な理解につながらないように思われるのである。和与状の作成・交換手続そのものを和与の形成・成立過程として理解するのではなく、あくまで、両当事者間における和与に関する大方の合意を前提として、裁判所に対する和与の認可申請を行うための準備手続過程として理解する方がより正確ではないかと思われる。また、このことについては、和与状両通の日付を同じくする多くの場合においても同様の指摘が可能であろう。すなわち、和与状の作成および交換手続が現実には前述のような状況であっても、和与状記載の日付を同日にすることによって、それが両当事者間で同時に行われたこととしておくための手続上の工夫が行われたものと考えられるのである。

以上を踏まえるならば、和与の成立時期についておおよそ次のように考えることも可能となろう。第一に、両当事者間における和与に関する大方の合意が成立するときの和与(「非文書上の和与」、第二に、和与に関する大方の合意の内容が「和与状」として文書化・明文化されるとき<sup>③</sup>の和与(「文書上の和与」、第三に、和与状(の内容)が裁判所によって認可されたときの和与(「裁判上の和与」)である。

和与の成立時期についてこのように考えるとすれば、平山説をはじめとしてこれまでの和与に関する研究では、「非文書上の和与」と「文書上の和与」について意識的には区別されることがなく、むしろ両者は一括して考えられることによって、ある意味でいえば、認可の裁許を受けていない状態の和与(「非裁判上の和与」という理解がなされてきたように思われる。このような意味における和与について、鎌倉幕府法の上では明らかに「私和与」として定義されているからである。<sup>③</sup>この点について、平山氏によれば、裁判手続過程のなかで当事者間に成立する

和与（「非文書上の和与」、「文書上の和与」）はどの時点でも成立し得たことが指摘されており、さらに、和与の認可申請が行われ得た時期として和与状の交換手続の終了した時点（「文書上の和与」）が想定されているものの、裁判手続上「私和与」の生じ得る具体的状況に関する可能性については必ずしも考慮に入れられていないこともあり、「私和与」と「裁判上の和与」との境界線についていまだに不明確な理解のままに止まっているように思われるのである。だとするならば、裁判手続上、筆者のいう「非文書上の和与」あるいは「文書上の和与」が「裁判上の和与」として取り扱われるにいたる過程、すなわち、和与の認可申請手続はどのようなかが検討されるべき課題となるであろう。平山氏によれば、この手続は「下知申請」として論じられているわけである。

【史料2】<sup>⑤</sup>

（鎌倉書）  
「關東御下知狀案宇賀郷山口事 弘長三年八月五日」

出雲國鰐淵寺別當治部卿律師頼永頼兼備正頼子代法橋實禪与同國宇賀郷地頭頼益相論山口事、

右、如六波羅去六月十三日注進狀者、任正嘉元年御教書、擬尋決之處、兩方令和与云々、如頼益文應元年十一月廿九日和与狀者、寺中住人等在家別壹人、壹年中廿五日地頭可召仕也、但勸農之時、毎日拾伍人兼字別三箇日可召仕也、於山口者、可免除之、至狩役者、令停止畢、若相互背此旨者、可被行過怠云々、如實禪同日狀者、宇賀郷山口事、請取地頭和与狀畢、此上不及訴訟云々、如頼永四月廿九日不記年号狀者、爲向後可給御下知狀云々者、任和与狀、相互無違乱、可致沙汰之狀、依將軍家仰、下知如件、

弘長三年八月五日

（北條長時）  
武藏守平朝臣（花押）  
（北條政村）  
相模守平朝臣（花押）



この史料によれば、六波羅探題に対して和与の認可申請が行われた後、六波羅探題が和与関係文書を関東へ注進した結果、関東によつて和与認可裁許状が発給されたという手続的経緯が理解されることになるが、関東によつて発給された裁許状がこの史料に他ならない。したがって、訴訟当事者が裁判所に対して和与の認可申請を行った際に、どのような手続が採られたのかを見ようとするならば、実質的には六波羅に対して和与状が提出された経緯を考へることになるであろう。

そこで、【史料2】において見られる和与の認可申請手続について、平山氏の見解を聞かならば、前掲書「第四項 下知申請」(一〇七〜八頁)において次のような理解が示されている。すなわち、「和与状の交換が終わると、訴人と論人は、夫々相手から請け取った和与状を裁判所に捧げて下知状(和与認可の裁許状)の交付を申請する。(中略)この下知状(史料2) Ⅱ筆者註)によつて、この相論においては領家側と地頭側の和与状の日付は同日であるが、その順序は、論人(地頭)が先に出し、訴人(領家代)がこれに依つて和与状を出して訴訟を止めた次第が明らかである。また、領家側からの下知申請は、代人でない正員によつて書面で行われた事がわかる。代人が申請を行う場合には、本所の拳状を得べきであった。申請を行うばあい、申請者は、敵方から受け取った和与状に自己の暑判を加えて捧げるのが例であったようである。そこで、和与状の正本は、訴訟人連署のかたちで伝わっているものが多いのである」と。

まず、氏による指摘を前提にするならば、和与状の作成された状況について、次のような理解を得ることに大きな誤りはないであろう。すなわち、和与状記載の日付からすれば、ほぼ同時に和与状が作成されたものと考えられるから、そのときには、和与状の内容を両者が確認し合っているものと理解しておいて良いであろう。しかしなが

ら、このことからさらに、現実には和与状が訴訟両当事者間で交換されたのかどうかという点については、残念ながら明確な説明が施されていないのである。

そして、平山氏によれば、両当事者が和与状を作成したという漠然とした理解を前提にして、訴人正員は自らの作成した文書〔史料2〕傍線部を裁判所に対して提出することにより和与の認可申請を行った、との理解が示される。ここでは、訴人正員が文書を提出したときに、和与状両通をともに提出したのか、あるいは、論人和与状もしくは訴人和与状のいずれか一通をのみ提出したのが、いうまでもなく、手続上非常に重要な問題となり得るにもかかわらず、このことに関する明瞭な解釈が施されていないわけである。

以上のようなことからすれば、ここで問題になるのは、第一に、両当事者間で和与状は交換されたものとして単純に理解して良いのかどうかということ、第二に、和与の認可申請は、訴論人のそれぞれが個別的に単独で行ったのか、あるいは一方当事者（訴人側が考えられる）が両者を代表して行ったのかどうか、ということであろう。

もしかりに、和与状が交換され、訴訟当事者それぞれが相手方の作成した和与状を受け取り終わっていたものと考ええるならば、訴論人のそれぞれが個別的に単独で和与の認可申請を行っていたものと推測することになる。そうだとするならば、訴論人のいずれが先に認可申請を行ったのかを明らかにする必要がある。すなわち、論人が訴人和与状を提出したのを受けて、訴人側がこれに応じたのか、あるいは、訴人側が論人和与状を提出したのを受けて、論人がこれに応じたのか、いずれの可能性が考えられ得るのかを論証すべきことになるのであるが、この史料の上からは明らかにし得ない。かりに、このような状況を想定する場合には、一方当事者が和与状を提出したことに、和与の認可申請を受けた裁判所が、他方当事者に対して当該申請を承諾するか否かを問い合わせるよう

な手続を踏んでいた可能性を考えることにもなる。解釈の一つの可能性として、<sup>(6)</sup> 訴人側が論人に先駆けて和与の認可申請を行ったという状況を想定するならば、訴人正員による文書〔史料2〕傍線部〕については、訴人正員が代官に対して書き与えた一種の「拳状」のような性格の文書として捉えることにより、当該和与の認可申請手続の中で果たした役割や機能についてはある程度説明することが可能となり得ようが、反対に、論人が訴人に先駆けて和与の認可申請を行ったものと考えれば、正員による文書〔史料2〕傍線部〕についてはその内容から判断するかぎり、論人による申し出(和与の認可申請)を承諾するような趣旨のものとしては理解され得ないのではなからうか。

他方、このケースにおいては、和与状が作成される時点で、和与状の内容を両当事者が熟知しているという状況が考えられるとともに、したがって、和与状が両当事者間で交換されていないという状況は想定し得ないこととなるから、ここで残された解釈の可能性としては、一方当事者が和与状両通を取りまとめたという状況を想定することになる。この場合には、さしあたり、訴人側が和与状両通をとりまとめたものと推測することが可能となるであろう。このように考えるならば、訴人正員による文書〔史料2〕傍線部〕については、平山氏自身は必ずしも明言されておられないけれども、文書の果たした役割や機能などからしてみれば、ある意味でいえば「拳状」のような性格を有するものとして理解することができるのではないかと思われる。平山氏は訴人正員本人によって和与の認可申請が行われたことを指摘されており、この指摘を全面的に否定することはできないけれども、訴人正員による文書についてこのように考えることが可能であるならば、このケースにおいては、訴人代官が正員による「拳状」を得た上で、和与状両通を裁判所に対して提出したという状況を想定することもまた可能ではないか

と思われるのである。

そこで、本稿では、和与の認可申請手続を検討していくにあたり、たとえば訴訟当事者正員の作成した文書について、それが意味では文書の様式上、「申状」あるいは「請文」として理解され得るような場合をも含めて広く「挙状」として理解することにしたと思う。<sup>⑦</sup>したがって、本稿でいうところの「挙状」は、古文書学にいうところの厳密な意味における挙状との間に、その様式や機能の点において相違する部分も生じ得ることになるかもしれない。このことを踏まえた上で、平山氏によって示された和与の認可申請手続（下知申請）に関する理解についてはもちろん、石井氏によって示された挙状の定義についても、<sup>⑧</sup>あわせて補足的な理解を得る必要があるように思われる。本稿では、この点をのみ検討の対象とするのではなく、和与の認可申請時期と和与状の提出時期との関係を踏まえながら、広く和与の認可申請手続に関するいくつかのパターンを得ることによって、手続全体を概観してみたいと思う。

### 【註】

(1) 平山前掲書、一〇三―四頁。

(2) 【史料1―1】「吉田葉王院文書」元徳三年八月二十四日吉田社領雜掌祐真和與状寫（茨城県史料）中世二、【史料1―2】「同文書」関東裁許状（関裁―三三二）。

なお、和与状の日付の相違しているケースについて、和与認可裁許状にそくしてみるならばおおよそ次のようである。すなわち、①本所領家地頭御家人間相論に関するものとして、「六裁―補八」（和与状の相違日数一日、和与状の署判単

独)、「閔裁―三三二」(四日、署判単独)、「香取大宮司家文書」正安二年三月二十八日閔東裁許状」(一日、署判単独)。  
 ②地頭御家人間相論に関するものとして、「六裁―二二六」(約七日、署判連署)、「六裁―補二二」(四日、署判単独)、「防長風土注進案」弘安十年十月二十二日閔東裁許状写」(不明、署判不明)、③地頭御家人一族内相論に関するものとして、「閔裁―九二」(約二ヶ月、署判単独)、「閔裁―二七二」(二日、署判単独カ)、以上八件が見える。そして、このように和与状の日付が相違しているケースは、時代的に偏在することなく、鎌倉時代のほぼ全時代を通じて見出されるようである。以上のわずか八件に依拠するに過ぎないけれども、「六裁―二二六」の場合を除けば、訴訟両当事者によって加署判されたいわゆる連署形式の和与状には日付の相違するケースがみられないことを推定することは充分可能であろう。

閔東裁許状、六波羅裁許状および鎮西裁許状については、主に、瀬野精一郎編「増訂 鎌倉幕府裁許状集」(上・下) (増訂版第二刷、吉川弘文館、一九九四年)を参照した。本稿に引用するにあたっては、「閔裁」、「六裁」および「鎮裁」のように記した。また、竹内理三編「鎌倉遺文」(古文書篇、全四十六巻、東京堂出版、一九九五年完結)所収文書を引用するにあたっては、巻数および文書番号を「鎌遺〇〇(巻数)―〇〇〇〇〇(文書番号)」のように記した。

また、本文においてあくまで指摘するに止まり、該当史料本文を引用しない場合においては、「史料〇―〇」のように記し、これを当該【註】において示すことにした。

(3) 「沙汰未練書」(佐藤進一・池内義資編「中世法制史料集」第二巻・室町幕府法(岩波書店・一九五七年)、後掲【史料19】を参照。

「裁判上の和与」(「私和与」でない和与)とは、当該和与を認可する趣旨の裁許状を伴うものであるが、幕府によって発給されるこの文書が「下知状」形式を採ることについて、佐藤進一氏による見解を確認しておきたい。

「(前略) すなわち裁許状は様式的にはことごとく下知状であるといつてよく、終局的な判決だけでなく、中間判決や、和与の裁許といった判決までゆかずに和解した場合の幕府側の承認など、すべて下知状が用いられた。また讓与安堵には前述の如く政所下文が用いられたが、これも一部には下知状が用いられた。(中略) 原告・被告<sup>11</sup>訴訟人の弁駁応酬は、三問三答といつて互いに三回まで訴状・陳状の交換が認められ、しかるのちに対決といつて、法廷(引付方)に両者出頭して口頭弁論が行われる規定であつたから、両者の主張もしぜん多岐にわたることが多く、裁許状はそれらの細かい主張を逐一引用したうえ、これに理由を付して判示を与えるため、きわめて長文になる傾向があり、鎌倉時代も末期ほどその傾向が強かつた。前述のように判決に至らないで和与に落ちつく場合でも、両者合意のうえで作成した和与状<sup>12</sup>和解契約書を幕府に提出させて、これに幕府の確認証というべきものを交付した。これも判決の裁許状と同じ形式をとつて、まず裁決前に和与した経過を略記し、つぎに和与状の内容を引用したうえで、両方異議なきうえは和与状にまかせて沙汰すべしと結ぶのである。和与状の内容を記すにも、前期はその要旨を挙げるだけのものが多かつたが、だんだんと和与状の本文をそのまま載せるようになった。これは内容の正確を期する方針が強まつた結果であろう。そして当事者が提出した和与状にも担当奉行が裏書を加えて証明するという慎重さを示した。こうして和与状に交付される下知状を和与の裁許といい、これのない和与は「私和与」といつて爾後訴訟法上不利を蒙つた。(後略)」（佐藤『新版古文書学入門』一三三—一三四頁）。

本論の趣旨とはそれることになるが、そもそも和与認可裁許状が、裁判手続上、和与以外の事案に関して発給される通常の裁許状と同様の意義をもっていたのかどうかについても、詰まるところ、問われざるを得ないことになろう。このことは、裁許状に関わる作成・発給手続の問題や、裁許状自体の有するいわば法的効力の問題とも自ずと関わつてく

ることになる。因みに、「現存の下知状で最も多く、また史料の価値の大なるものは、訴訟の判決を内容とするもの、すなわち裁許状である。また裁許状ばかりでなく、訴訟半ばで和解した場合に作成される和与状についての幕府側の承認にも下知状が用いられた」(安田元久「下知状」前掲「概説古文書学」八六頁)と端的に指摘される場合もあるように、和与を認可する方法として下知状が採用されたという初発的理解にあるいは立ち戻って考える必要があるのかもしれない。

(4) 平山前掲書、一〇二頁を参照。

(5) 「鰐淵寺文書」「関裁」一〇九。

(6) 以上は、訴人による和与認可の申請を受けて、裁判所が論人に対して問い合わせを行ったことを示すような、例えば問状御教書のような文書が残されているならばこの解釈もより可能なものとなり得えよう。この点は、あくまで筆者による推測の域を出ない。

(7) 註(3)所引「沙汰未練書」によれば、挙状あるいは請文は次のようである。

【史料】

一 挙状書様事

何國何所某甲々事、以二代官<sub>一</sub>某令<sub>二</sub>言<sub>上</sub>一候、以三此旨<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>申御沙汰<sub>一</sub>候哉<sub>トモ</sub>、又可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御披露<sub>一</sub>候哉<sub>トモ</sub>、恐々謹言、

何月 日

某裏判

進上 御奉行所<sub>幕末二十八年、  
變不替之</sub>

## 【史料】

## 一 請文所様事

何國何所某申、何所所領田島等事、何月何日御教書案<sup>トモ</sup>、又御奉書案<sup>トモ</sup>、并何月日御使催促狀<sup>トモ</sup>、又御施行<sup>トモ</sup>、何月何日到來、謹<sup>トモ</sup>、畏<sup>トモ</sup>、下預訖<sup>トモ</sup>、拜見仕候了<sup>トモ</sup>、抑何・事、任<sup>下</sup>被<sup>二</sup>仰下<sup>一</sup>之旨上、以<sup>二</sup>參上<sup>一</sup><sup>トモ</sup>、以<sup>二</sup>代官<sup>一</sup><sup>トモ</sup>、可<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>言上<sup>一</sup>候、以<sup>二</sup>此旨<sup>一</sup><sup>トモ</sup>、以<sup>二</sup>此趣<sup>一</sup><sup>トモ</sup>、可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>洩御披露<sup>一</sup>候、某<sup>トモ</sup>、但某字音、恐惶謹言、通<sup>二</sup>ハ不<sup>レ</sup>覺

請文二八年號不<sup>レ</sup>書也、但依<sup>レ</sup>事書也、

何月何日

コノナニカンハ字ノ事  
某請文裏判

## (8)

本稿でいうところの「挙状」は、申状・請文あるいは挙状三者の性格をあわせもつ文書として理解されることになる。瀬野精一郎「挙状」〔國史大辭典〕第四卷、吉川弘文館、一九八四年〕によれば、次のように解しておられる。すなわち、「下位の者が直接上位の者に申状を差し出すことをはばかる場合、あるいは下位の者の申状を上位の者に紹介する場合、あるいは下位の者の行為を上位の者に取り次ぐ場合、あるいは官途受領を推薦する場合などに、下位の者と上位の者との中間に位置する者が、取次ぎあるいは推薦するために出す文書を挙状あるいは吹挙状と呼ぶ。文書の形式としては、書状・請文などの形式をとり、充所は上位者に直接充てられることは少なく、奉行所・奉行人・側近者に充てられることが多いところから、「以此旨可有御披露候」なる文言を用い、書き止めは書状と同じく「恐惶謹言」を用いる。内容は御家人の大番役勤仕の吹挙、所領所職の安堵の取次ぎ、訴訟のための参上者の紹介など多岐にわたっている。官途を推挙した場合は、推挙した人に対して、推挙した官途を知らせるための文書を発給しているが、この場合も官途吹挙状と称している。しかしこの場合の吹挙状は充名人に推挙したわけではないので、同じ挙状と称していてもその内



容趣旨は異なる。「貞永式目」にも挙状に関する規定がみえる。すなわち鎌倉幕府は、原則として諸国の荘園公領ならびに神社仏寺領の訴訟に口入しなかったが、本所の挙状を帯して鎌倉幕府に訴えた場合は口入できることを定めた第六条、官爵を所望する輩が昇進のため鎌倉幕府の挙状を求めることを禁じた第三十九条の規定などがある。なお、挙状を交付されることを「御一行を賜はる」ともいった<sup>①</sup>(傍線は筆者による)と。本稿に関わる挙状は、傍線部の意味を基本として理解され得よう。

(9) 石井良助前掲書、二六九頁。第二章註(1)を参照。

## 二、和与の認可申請手続

### 1 開始時期について

平山氏による研究をはじめとしてこれまでの和与に関する研究をみれば、和与の認可申請手続そのものについてはそれほど意識的には取り扱われて来なかったといってもよい。さしあたり、和与の認可申請手続は、訴訟当事者が裁判所に対して和与状を提出することによって開始されていたとされるのがこれまでの大方の理解ではないかと思われる。また、和与が雑掌や地頭代などをはじめとする訴訟当事者本人(正員)の代理人によって行われていることにより、認可申請にあたっては正員による「挙状」の必要とされていたことが指摘されるに止まっているようである。<sup>①</sup>

そこで、「挙状」の内容の若干が引用されている数通の和与認可裁許状について仔細に検討してみるならば、これまで和与の認可申請手続の際に和与状とともに提出されたものとして考えられてきた訴訟当事者正員による文書（「挙状」）について、このように和与認可のための申請文書として一纏めに理解することは必ずしも正確でないように思われるのである。すなわち、「挙状」と呼ばれ得るものは、和与状の作成された時期を基準とするならば、①和与状の作成された後に作成されたもの、あるいは、②和与状の作成された以前に作成されたもの、などのように、その作成時期による区別が可能であるように思われるのである。そこで、それぞれの場合において、和与の認可申請手続はどのようであったのかについて、以下、該当する事例を示しながら具体的に検討してみたいと思う。

第一に、和与状の作成されたのちに、「挙状」が作成されているものと考えられる場合①について検討する。そこで、次の史料をみたい。

### 【史料3】

高野山大塔領備後國大田庄雜掌良信与同庄桑原方地頭（太田）美作權守貞宗代源舜相論年貢以下條々、

#### 一、田所職并赤屋公文職事、

右、就雜掌之訴、欲有其沙汰之處、所令和与也、如去年十二月十六日兩方連暑狀者、（備前）彼兩職者、自往古地頭進止也、而正安三年和与状并同四年關東御下知以後、三箇年一度可逐年貢結解之處、返抄少々紛失之間、不能遂其節、仍御下知違背之由、雜掌訴訟之間、以和与之儀、彼兩職永代所避進領家方也、此上者、自正安四年、至嘉曆二年、首尾貳拾六箇年、々貢未進事、不及結解之沙汰、自寺家皆免畢、更爲地頭、不可有後日之煩、但赤屋公文職事、明年・明後年兩年者、爲他人契約年記之間、自未歲可有領家管領（云々）焉、

(中略)

一、可逐年貢結解篇目事、

右、如同狀者、於向後年貢結解篇目者、官物米・佃米・胡麻・水手米・郡司加徴米・六畠大豆并畠大豆同郡司加徴、

此条々可遂其節也云々、如今年二月廿一日・同廿四日長者僧正坊并檢校頼審法印等狀者、雜掌和与狀如此云々、如同月

五日地頭貞宗狀者、當庄内桑原方六箇郷上原・伊尾・赤穂・小世良・曹近年貢未濟以下領家・地頭和談事、爲言上子細、進地頭代源舜本名

云々者焉、

以前條々、和与之上者、不及異儀、任彼狀、向後相互可致沙汰之狀、下知如件、

嘉曆四年四月廿三日

(常葉範良)  
越後守平朝臣 (花押)

(金澤貞勝)  
武藏守平朝臣 (花押)

この史料は、訴人代官(雜掌)と論人代官(地頭代)とによる嘉曆三年十二月十六日付の連署和与狀を認可する趣旨の和与認可裁許狀である。「一、可逐年貢結解篇目事」の中に記載されている内容からすれば、嘉曆四年二月五日付の論人正員による「拳狀」が作成されたのち、訴人正員(長者僧正坊并檢校頼審法員等)によって同年同月二十一日付および同二十四日付の「拳狀」が作成されたものと考えられる。

裁判所に対して「拳狀」の提出される手続過程については、関係史料に恵まれないためあくまでその解釈の可能性を指摘するに止まるけれども、おおよそ次のように考えられるように思われる。すなわち、まず、論人代官は正員作成による「拳狀」を受け取り、これを和与狀に副えて裁判所に対して提出する。次に、訴人(代官)は正員

の作成した「挙状」を和与状に副えて裁判所に対して提出したものと考えられよう。すると、このように相前後して行われた和与の認可申請手続をどのように関連付けて考えれば良いであろうか。解釈の可能性としては次のようなことになる。すなわち、和与状を作成したのち、両当事者が和与の認可申請を行う時期を予め打ち合わせておいたこと、あるいは、そのような事前の打ち合わせは行われておらず、論人が裁判所に対して和与の認可申請を行ったことを受けて、裁判所が訴人に対して当該和与を承諾するか否かを問い合わせたところ、これに訴人が応じたこと、が考えられる。ここでは、確たる史料の根拠を示すことができず、あくまで推測の域を出ないことになるが、「挙状」の日付が相違することに着目するならば、ここでは、後者のように、裁判所を介して和与の認可手続が進められていたという解釈の可能性を示し得るのではないかと思う。

このとき、論人あるいは訴人の提出した和与状はそれぞれ相手方の和与状であったのか否か、すなわち、和与の認可申請が行われるときにはすでに和与状の交換が済まされていたのかどうかを知る必要があるが、訴人正員による「挙状」の内容（「雑掌和与状如此」）からすれば、和与状の交換はまだ行われていなかったのではないかと考えられよう。そして、このように和与の認可申請手続が開始されたのは、和与の主な目的である「年貢結解篇目」の遂げられた時点であることが推測されることになる。

さらに、次の史料をみたい。

#### 【史料4】

出雲國三刀屋郷内伊賀屋村地頭諏方部彦三郎入道円性子息弥三郎義助并義秀等代興玄与當郷惣領地頭諏方部兵

衛三郎助光法印光法代宗慶相論當郷内矢那井以下村々事、

右、就田性之訴、爲飯尾彈正大夫頼定奉行、去正和二年十二月廿七日裁許之處、同五年助光捧覆勸狀、申子細之間、同五年十一月廿七日入理非、可有其沙汰之旨、經評定畢、而今年十二月三日兩方所出和与狀也、爰<sup>①</sup>如義助・義秀等代與玄狀者、於當郷内矢那井以下村々者、助光法師之舍兄助清讓給于義助等之祖父弥三郎頼秀之處、光信令押領之間、以代官朝泰、訴申之、稱違背之由、蒙御下知之間、光信就立申覆勸、入于理非、可番訴陳之旨、自御評定被仰出畢、然則、雖可番理非、所詮、以和与之儀、任本主助盛<sup>陸奥</sup>・助親等讓狀并代々安堵御下文等之旨、於彼村々者、光信當知行之上者、不可致競望之旨、義助・義秀等幼稚之間、祖母尼阿性令扶持彼等、出和与狀畢、然間、止訴訟之上者、不及申子細、次於伊賀屋西山者、光信不可致妨者也<sup>云々</sup>、如阿性<sup>①</sup>今月三日狀者、當郷内矢那井以下村々事、阿性之孫義助・義秀等幼稚之間、令扶持之、伯父興玄爲代官、令進上和与狀候<sup>云々</sup>、如光信代宗慶狀者、子細同前、如同日光信狀者、令和与候之間、爲令言上此等、差進宗慶於代官候<sup>云々</sup>者、先度雖成下知、助光就申立覆勸、可入理非之由、被經評定之處、兩方和与之上者、不及異議歟、然者、相互守彼狀、可致沙汰之狀、下知如件、

元享元年十二月廿七日

(常業能吏)  
左近將監平朝臣(花押)  
(大佛能吏)  
陸奥守平朝臣(花押)

この史料を見るならば、和与状両通の提出された日付と「拳状」(傍線部①)が訴人正員の「拳状」を、傍線部②が論人正員の「拳状」の内容を示している(の)の日付とが一致していることから、この事実を額面通り受け取ることが誤りがなければ、和与状および「拳状」を同時に提出することを前提にして、関係文書の作成・提出のための事前の準備が両当事者間で行われていたのではないかと考えられるのである。またこのケースにおいては、両当事者の代官が認可申請を行っていることを読み取することは十分可能であろう。

第二に、和与状の作成される以前に正員による「挙状」が作成されていたと考えられる場合②) について検討しておきたい。すなわち、ここでは、正員による「挙状」の作成時期と和与状の作成・提出時期とが、和与の認可申請手続のなかでどのように関連付けられ得るのかについてさらに考えていくことになる。次の史料をみたい。<sup>(5)</sup>

【史料5】

(備前書) (六波羅)

〔關東御下知安〕

永安彦次郎兼時女子尼良海<sup>字孫</sup>又<sup>孫</sup>代道正与舍弟彌次郎兼員代明仁相論石見國永安別符并益田庄小彌富・寸津・美磨博・庄久保島等地頭職事、

右、召決兩方、欲令是非之處、道正・明仁捧和与狀畢、如今年八月廿七日道正狀者、和与孫夜叉女今<sup>出家</sup>与舍弟兼員相論石見國永安別符并益田庄内小彌富・寸津・美磨博・庄久保島等地頭職事、右、良海則件永安別府以下所々者、祖父永安左衛門次郎兼祐<sup>法名</sup>兼所領也、後家良圓一期之後者、孫子孫夜叉女<sup>七</sup>可讓給之由、兼海申置之間、任彼狀、良海永仁六年四月廿四日、相副御下文以下次第證文等、讓給之間、徳治三年六月廿日賜外題御下文、同十月八日六波羅御施行畢、所載彼讓狀之良海九月五日<sup>付</sup>狀亦以分明也、良圓去年九月十五日他界之間、任讓狀、良海欲令知行之處、兼員致濫妨狼籍<sup>(備下四)</sup>、奪取得分物之上者、仰御使、可被沙汰付于良海之由、五手爲雜賀民部六郎奉行訴之、兼員亦先立四番御手屬伊地知右近將監、曾祖父三隅左衛門尉兼信以來迄于兼員、數代相傳當知行、于今無相違之處、姉尼良海爲庶子身、非分濫妨所務、致種々惡行狼籍之上者、被停止非分濫妨、任代々御下文、御下知并相傳之理、於永安別府以下所々惣領職者、兼員知行無相違、可預御裁許之由、捧亡父兼榮<sup>法名</sup>讓狀訴之、然間、被寄一所、雖被經御沙汰、所詮、以和与之儀、於件永安別符以下兼海跡所領者、折中、兩方半分宛可知行、田畠・山野・河海悉折中之、兼員出分文者、良海可撰取一方也、

次御公事者、各付知行分、可致其沙汰、次用水事、相互可任先例、条々兩方承諾和与之間、所止訴訟也、背彼和与狀者、所領者一方<sup>七</sup>被付一円、至其身者、可被行罪科<sup>云々</sup>、如同日明仁狀者、子細同前、如同七月廿三日良海狀者、以和与扁爲蒙御下知、差進代官道正候<sup>云々</sup>、如同八月十日兼員狀者、爲和与、進代官明仁<sup>云々</sup>者、和与之上者、不及異儀、相互守彼狀、可致沙汰之狀、下知如件、

正中貳年九月二日

(兼兼員)

左近將監平朝臣在判

前越後守平朝臣在判

(兼兼員)

「此正文京へ上候、下着候間封裏候、」

この史料は、訴人(尼良海代官道正)と論人(舍弟兼員代官明仁)との間に成立した、正中二年八月二十七日付の和与状を承認する趣旨で作成された和与認可裁許状である。この場合の和与状は連署形式で作成されており、ここに詳細に引用されている和与状(①)は訴人作成のもの<sup>⑥</sup>は論人が保管するにいたったものと考えられる。

【史料5】の後半部分に付した傍線部をみるならば、和与状の作成手続が開始される以前には、次のような手続の踏まれたことが理解され得よう。すなわち、まず、和与状の作成されるおよそ一ヶ月前にあたる七月二十三日付の文書(「挙状」)で、論人正員は「和与を行うことにより、これに対する認可の裁許状の下付を申請するために代官を裁判所に出頭させたい」との趣旨の上申を行い(④)、次に、これに应じる形で、八月十日付の文書(「挙状」)により、訴人正員が「和与を行うために、代官を出頭させたい」との趣旨の上申を行っている(⑤)。そして、ここで行われた両当事者による申請は、いずれも六波羅探題に対して行われたものとして理解してよからう。

論人正員による和与の認可申請を受けて、これに対して訴人正員が応答し承諾したという手続を想定することが可能ならば、あくまで推測の域を出ないものの、裁判所が訴人に対して、論人による当該和与の申し出を受けるかどうかについての確認の問い合わせを行っていたのではないかと考えられる。かりにこのように考えるならば、和与状の作成される前段階において、裁判所を介して行われたものと推測されるこのような手続自体は、両当事者間での和与に関する合意あるいは「非文書上の和与」（事実上の和与）の成立へ向けて踏まれた手続過程そのものを必ずしも意味するのではなく、あくまで裁判手続上の和与（「裁判上の和与」）の成立へ向けて踏まれた手続の一端であるように考えられるのである。他方で、和与状の作成されたのちに、あらためて、和与の認可申請のための「拳状」が作成されていたのかどうかについては、これもまた関連史料に恵まれないため不明である。しかしながら、かりに、和与状の作成後、和与の認可申請のための「拳状」があらためて作成されなかったと想定する場合においても、和与状作成の前段階において両当事者間での和与の意思表示および意思確認を事前に行い得たことも考えられるこのような裁判手続そのものが、ついで行われることになる和与状の作成・提出手続をも、ある意味では前提にし得たものと考えることができるのではなからうか。すなわち、この場合においては、和与状の作成手続と和与の認可申請手続とが連続かつ一体化されたものとして、裁判手続の上では位置付けられていたものと推測することも可能ではないかと思われるのである。このように考えるならば、裁許前に行われる訴陳をはじめとする両当事者間の応酬に関わる裁判手続の延長の上に、このような和与の認可申請から和与状の提出にいたる一連の手続が位置付けられることにならう。

このことに関連して、一方当事者によって和与を行いたい旨の意思表示を受けた裁判所が、この申し出を承諾す



るか否かを他方当事者に対して問い合わせていたことを推測させ得る史料をみておきたい。<sup>(8)</sup>

【史料6—1】

伊勢國乙部地頭幸貫与景忠相論上岡御園内山林和与事、以代官圓嚴、令申子細候、可有御披露候歟、恐惶謹言、  
(安藤忠)

正安二年閏七月廿三日

藤原景忠 兼判

進上 御奉行所

この史料は、訴人を伊勢國上岡御園領主代官とし、論人を地頭代とする訴訟に関するものであって、すなわち、後掲【史料6—4】に結実する裁判手続過程の一齣を示すものである。ここに掲げた【史料6—1】は、訴人正員から裁判所に対して提出されたものであり、「山林和与事」と記載されていることに注目するならば、この文書が作成される以前にはすでに、「山林事」に関する和与を行うための当事者間の交渉が裁判所を介して行われていたものとして理解することが可能であろう。すなわち、この文書が裁判所に対して提出される以前に、論人正員から裁判所に対して「和与をしたい」との趣旨の「拳状」が提出されており、これを受けた裁判所が、訴人正員に対して論人の申し出を承諾するか否かを問い合わせていることが推定されるわけであり、裁判所による問い合わせに応じて訴人正員の提出した文書が【史料6—1】ではないかと考えられるのである。この場合には残念ながら、論人側が裁判所に対して提出した文書や、裁判所の訴人側へ宛てた文書が残されていないので、あくまで推測の域を出ないけれども、さしあたり、このように考えることも可能なのではあるまいか。

このように考えることが可能ならば、【史料6—1】は、一連の裁判手続過程の中で、和与状の作成される以前に、「山林和与」のことについては、訴人の代官として圓嚴を通じて申し上げたい」との趣旨で、訴人正員が「御

奉行所」〔六波羅探題〕に対して宛てた文書〔拳状〕であると解せよう。そして、こののち、次の二通の文書が訴人代官によって作成されたようである。

【史料6―12】

和与

(安濃郡)

伊勢國乙部御厨地頭源幸貫与同國上岡御園領主藤原景忠相論當御園内山林事、

右、雖番訴陳、相互以和与之儀、所被中分也、於東西之堺者、引朱點於繪圖、兩方所封裏也、然者、守彼繪圖、至朱點以西者、幸貫可被領知也、但於山林者、雖令如此和与、至田地者、本自不及相論之上者、景忠任當知行、不可有相違、若背此狀、向後致違乱者、以被和与内景忠知行分、可被付于幸貫也、仍爲後代、和与狀如件、

正安二年八月三日

藤原景忠代圓殿在判

【史料6―13】

(安濃郡)

伊勢國上岡御園領主藤原景忠与同國乙部御厨地頭源幸貫相論當御園山林沙汰間、殺害又傷事、

右、殺害祐并刃傷園成之由、雖及訴訟、山林相論事、令和与之上者、殺害事、同以和平之儀、相互止訴訟畢、若背此狀、向後致訴訟者、可被處罪科者也、仍爲後日之狀如件、

正安二年八月三日

藤原景忠代  
圓殿在判

すなわち、「山林和与事」については、訴人代官（圓殿）による和与状の案文として【史料6―12】が、他方で、論人による殺害事件に関する和与については、訴人代官による和与状の案文として【史料6―13】が残されている。したがって、このケースにおいては、裁判手続上、おそらくは、まず論人によって和与を行いたい旨の文書が裁

判所に対して提出されたことを受けて、裁判所が訴人に対して論人の申し出を承けるかどうかを問い合わせた結果、訴人はこれに応じることを明らかにしたことが考えられよう（史料6—1—1）。この後、両当事者はそれぞれ和与状を作成し、これを交換したのち、受け取った和与状を裁判所に対して提出したものと考えられる。そして、次に掲げる六波羅探題による和与認可裁許状が発給されることになったわけである。

【史料6—1—4】

伊勢國上思御園領主景忠代圓嚴与同國乙部御厨成里地頭源孫次郎幸貫代義光相論山林事、  
 右、就訴陳狀、擬有其沙汰之處、兩方所出和与狀也、如正安二年八月三日圓嚴狀者、伊勢國乙部御厨地頭源幸貫与同國  
 上思御園領主藤原景忠相論當御園内山林事、右、雖番訴陳、相互以和与之儀、所令中分也、東西之堺者、引朱點於繪圖、  
 兩方所封裏也、然者、守彼繪圖、至朱點以西者、幸貫可被領知也、但至山林者、雖令如此和与、於田地者、本自不及相  
 論之上者、景忠任當知行、不可有相違、若背此狀、向後致違乱者、以被和与内景忠知行分、可被付于幸貫也云々、如義  
 光狀者、雖訴陳、相互以和与之儀、所令中分也、於東西之堺者、引朱點於繪圖、兩方所裏封也、然者、守彼繪圖、至朱  
 點以東者、景忠領知不可有相違、但於山林者、如此雖令和与、至田地者、本自不及相論之間、幸貫當知行之外者、向後  
 不及違乱、若有此狀、令違乱者、以和与内幸貫知行分、可被付下景忠<sup>(實カ)</sup>者、此上不及異儀、任彼狀、兩方互無違乱、  
 可致沙汰之狀、下知如件、

正安二年八月廿三日

(北條宗方)

右近將監平朝臣在判

(大佛宗意)

前上野介平朝臣同

この史料では、【史料6—1—1】にいう「山林和与事」に関する和与状の内容しか引用されておらず、したがって、

この限りでいえば、「山林和与事」に関する和与状（史料6—二）に関する裁許状のみしか発給されなかったのではないかと考えられるのである。<sup>(9)</sup>

以上は、和与状の作成される以前に、裁判所を介して両当事者間の和与の意思確認のための手続が行われたことを示唆するものと考えられる。だとするならば、和与の認可申請手続について、裁判所が通常の裁判手続（最終的にはいづれか一方の当事者の主張を認める趣旨の裁許を求めて行われるところの、両当事者間における訴陳に關わる手続）と區別した上で、ことさらに特別な裁判手続として位置付けていたと考えるよりもむしろ、通常の裁判手続の上で展開される両当事者による主に訴陳に關わる手続の一貫として考えていたことを想定することも可能となろうし、あるいはまた、訴訟当事者の側も同様に、和与の認可申請手続そのものを、訴陳に關わる裁判手続の延長線上に位置付けていたことを想定し得るように思われるのである。このことは、そもそも裁判所に訴訟の係属した以後はいつでも和与の成立し得る可能性があることを思えば、ある意味で自然な理解となり得よう。しかしながら、例えば【史料6】に關わる一連の史料において見たように、和与状の作成される以前の段階から、裁判所を紹介することによって和与の認可申請手続が進められていたと考えられるようなケースを直ちに一般化することはできない。訴訟両当事者間に「非文書上の和与」（事実上の和与）が成立して以降、裁判所によって和与状が受理されるにいたるまでの和与の「認可申請手続」過程のなかで、裁判手続上、訴訟両当事者と裁判所とがどのような関わり方をもっていたのかについてはあらためて仔細に検討してみる必要があるであろう。すなわち、訴訟両当事者に対して何れの手続段階で裁判所が関与し得たのかを一定しようとするのではなくて、むしろ、和与の認可申請手続のなかで、訴訟両当事者と裁判所とがどのような関わり方をしていったのかについて、その多様な実態を見出すことの方が

重要であり、また必要であるように思われるのである。次節では、和与の認可申請手続における訴訟両当事者と裁判所との関わり方にささやかな関心を寄せながら、和与の認可申請の行われる際に見られる手続および方法について検討してみたいと思う。

## 2 認可申請の方法について

これまで採り上げた「拳状」の作成される場合をはじめとして、これにあわせて他のケースをも採り上げることにより、和与の認可申請が行われる状況はどのようなかについて、以下、具体的に検討してみたい。ここではさしあたり、いくつかのパタンに整理することによって、和与状の提出方法および手続に関する具体的な状況について把握することを課題にしたいと思う。

### (1) 「拳状」の作成されたケース<sup>(10)</sup>

第一に、訴訟両当事者によって作成された和与状をはじめとする和与関係文書が、繪旨あるいは令旨によって幕府裁判所にもたらされた場合についてみておきたい。<sup>(11)</sup>

#### 【史料7—8】

國分次郎友貞謹言上

欲早就領家和睦、被成繪旨・六波羅御施行上者、爲後代、任和与狀、宛繪御下知、<sup>(給カ)</sup>薩摩國々分寺領下地并年貢事、

副進

一通 領家（菅原重家）和与狀

右、國分寺領者、於下地者、爲御家人令勤仕所役、至于年貢者、承元以來爲請所、致其并、先祖代々無相違令知行之處、舍兄友任爲本所雜掌致訴之間、捧陳狀、欲明申處、就領家和談、被成繪旨・六波羅御施行之上者、爲後代、任彼和与狀、爲宛繪御下知、恐惶謹言、

正中二年七月 日

「十八日披露之段畢、」（既力）

【史料7—九】

安樂寺領薩摩國々分寺雜掌宗清与國分助次郎友貞相繪當寺領下地并年貢事、

右、就訴陳狀、擬有其沙汰之處。去年十二月晦日和与狀早、如菅三位家狀者、安樂寺領薩摩國分寺下地并年貢事、於

鎮西、雖番訴陳、所詮、每年捌拾伍石并公事用途拾陸貫伍百文・簾文革二枚・節供用途等、任先例、可致沙汰之由、友

貞所出狀也、永代不可有子細（既力）、如二月晦日（不記）同舉狀者、安樂寺領薩摩國々分寺領下地并年貢事、先度申下繪旨於

武家、致沙汰之處、友貞望申和与之儀候之間、令承諾候畢、且雜掌解（既力）如此候、向後可存其旨由、被下繪旨於武家候

之様、可有申御沙汰候早（既力）、如三月二日繪旨者、安樂寺領薩摩國々分寺和与事、菅三位狀（既力）如此、子細見狀候狀、

可被仰遺武家之由、天氣所候也（既力）、如同三日西齋寺家御消息者、安樂寺領薩摩國分寺和与事、繪旨副具書如此、子細

見狀候之由、内大臣殿可申之旨候（既力）、如今年三月十二日六波羅施行者、菅三位雜掌宗清申、薩摩國々分寺領家与友貞

和与事、今年三月二日繪旨、内大臣家御消息（既力）如此、子細載狀候（既力）、如友貞去年十二月晦日狀者、薩摩國々分寺領御

年貢京進捌拾伍石并公事用途拾陸貫五百文・簾文革二枚・節供用途、任承元請所之例、每年無懈怠、可致沙汰候（既力）者、

此上者不及異儀、守彼狀、相互可致沙汰矣者、依仰下知如件、

正中二年七月廿五日

(北條実時)  
修理亮平朝臣判

和与認可裁許状(史料7-19)は、領家雑掌宗清と國分助次郎友貞との間に和与の成立したことから、領家によつて和与の認可申請手続が開始され、繪旨が武家に対して下されたことを受けて作成されるにいたつたものであり、さらには、当該和与の認可申請手続のほぼ全過程を網羅的に記載している文書といえる。

ここで予め注意しておかなければならないのは、当該和与は、領家普三位家と御家人友貞との間における訴訟進行過程の途上で成立したのではないということである。すなわち、友貞と舎兄友任との間で争われた放火刃傷狼藉をめぐる事件に端を發し、このうち、安樂寺雑掌祐舜と友貞とが争うことになり、事実、当該訴訟が鎮西探題において係属しているにもかかわらず、論人友貞は、当該訴訟の争点である年貢弁済については訴外(本所領家)との間で和与を行うことを考え、結果、成立した和与を認可する趣旨で發給されたのが「史料7-19」(和与認可裁許状)である。したがって、初発の訴訟以来、訴人の舎兄友任との間には根本的な結着をみないまま、実質的には、雑掌祐舜が友任の訴訟を承継したことにより、友貞は雑掌祐舜を相手とする当該訴訟の裁許の出される以前に、直接、領家との間に和与を行い、裁判手続上、自らの立場を有利に導こうと試みたことになるわけである。

このような事情から、当該和与は、その実質的背景を友貞をめぐる訴訟に求めることができるものの、裁判手続上は、初発の訴訟の係属中に両当事者によつて行われたものではないということになる。実質的には、初発の訴訟が承継され、鎮西探題において雑掌祐舜との間に訴訟が係属している最中に、訴外との間に成立した和与というこ

となる。このことを了解した上で、【史料7-19】の内容にしたがって、和与の認可手続の進行過程を示せば次のようになるろう。

(i) 和与状の作成・交換手続について

傍線部①から、正中元年十二月晦日には和与状の作成および交換が行われたと考えられるが、この場合にいう和与状は、訴人によるものとして傍線部②（【史料7-11】）を、論人によるものとしては傍線部⑧（【史料7-12】）を指している。

(ii) 和与状および「挙状」の提出手続について

傍線部③にいう文書（正中二年二月晦日付、【史料7-14】）は、雑掌より和与に関する報告を受けた領家が朝廷に対して提出した「挙状」であり、このときには、傍線部④にいう「雑掌解副具書」が同時に提出されたことが理解されよう。当該「挙状」の内容はすなわち、「論人から申し出のあった和与について領家側として承諾したので、これについての武家側の承諾を得たい。ついては、この趣旨を論旨によって武家側に対して伝えて頂きたい」というものである。このような趣旨からすれば、当該「挙状」に「雑掌解」の副えられていたことが考えられるが、提出された文書の形態をみるならば、傍線部④（当該裁許状には引用されていない【史料7-13】）が実際にこの文書③に副えられた一通として理解されることになるろう。他方で、傍線部⑤（【史料7-15】）にいう論旨における関連文書の取り扱われ方をみるならば、この中では傍線部③（【史料7-14】）が強調され、これに副えられた文書として傍線部④（【史料7-13】等）が位置付けられていることがわかるのである。そこで、いま、朝廷に対して提出された文書をまとめてみるならば、「一通 先度論旨案」、②（【史料7-11】）、⑧（【史料7-12】）（以上は④



【史料7—三】の副進文書)、④(【史料7—三】)、そして③(【史料7—四】)となり、都合五通ということになる。  
 (iii) 繪旨発給手続について

以上の五通の文書が朝廷に対して提出されたことを受けて、傍線部⑤の繪旨(【史料7—五】)が幕府側にもたらされることになる。この時には、傍線部⑥(【史料7—六】)にいう関東申次西園寺実衡による御教書が六波羅探題南方北條貞将の下へ伝えられた。

(iv) 鎮西探題における和与の認可手続について

六波羅探題より鎮西探題へ向けて、傍線部⑦(【史料7—七】)が発給された。この時点では、当該裁許状(【史料7—九】)に引用されているすべての関係文書が、鎮西探題へもたらされたことになろう。

以上によって、和与の認可申請手続のほぼ全過程をみたことになるが、次の事実にも注意しておく必要がある。すなわち、六波羅から鎮西へ向けて御教書の発給されたのちに、論人友貞が、鎮西探題に対して領家和与状(【史料7—一】)と同内容の文書か、あるいは案文かと思われるが、確証できない)を副えて和与の認可申請を行っていることである。このことにより、初発の訴訟における両当事者による和与の認可申請手続がすべて整い、当該和与を認可する【史料7—九】が発給されることになったものと形式上は解せなくはない。しかしながら、ここでは、本来、友貞は訴人雑掌による陳弁要求に応えるべき立場(論人)にありながら、【史料7—八】にいたるまで応答を避け続けていたことに注意すべきであろう。ここにいたってようやく【史料7—八】を友貞が提出したのは、別の裁判手続の上で得た和与を当該裁判手続の上に持ち込むことにより、これを正当な理由として、論人としての立場から、和与の認可申請を行おうとしたからなのではないだろうか。裁判手続の形式的な意味からすれば、和与の

認可申請ということがいえなくもないが、実質的な意味からすれば、いわば「勅命施行」<sup>13</sup>によって成立した和与と  
いうことになろう。

第二に、次のケースについても、少しくみておくことにしよう。<sup>14</sup>

【史料8—1】

和与

(船井郡)

丹波國和智庄中分間事

右、所務相論條々雖多端、永爲斷向後之諍、以和与之儀、(合分)合中分地本、所立堺也、仍兩方永代守此狀、更不可有相違  
之狀如件、

弘安五年二月三日

地頭平盛親

預所藤原行綱

【史料8—2】

和与

(船井郡)

丹波國和智庄中分東西

西堺事

右、大河以此者、以左近垣谷爲東西之堺、大河以南者、以高桑水谷、爲東西之堺、各守谷口之融、爲其堺、雜掌遂可打  
傍示者也、於大河者、同以左近垣谷之融、可爲其堺、如此治定之上者、一事以上一切相互不可入交、仍永代不可有變改、  
堅可守此狀也、仍和与中分立堺之狀如件、

弘安五年八月 日

地頭平盛親

預所藤原行綱

【史料8—三】

丹波國和智庄雜掌謹言上

(船井郡)

和与中分事、已治定上者、欲被觸仰武家子細事、

右、當庄和与中分事、雜掌立堺、地頭已撰取西方畢、仍方々治定無相違、此上者、早爲向後、可被觸仰武家哉、仍粗言上如件、

弘安五年八月 日

【史料8—四】

和智庄中分治定事、雜掌申狀如此、早可有申御沙汰候哉、恐惶謹言、

(丹波船井郡)

弘安五年

八月七日

權少僧都隆證

進上 大藏卿法印御房

【史料8—五】

丹波國和智庄中分事、領家隆證僧都狀副雜如此、既差定堺候之間、地頭被領知西方候之上者、可令存知給之由、御室御

(船井郡)

氣色候也、恐々謹言、

弘安五

八月九日

法印

謹上 前陸奥守殿

【史料8—六】

仁和寺領丹波國和智庄雜掌与地頭片山左衛門入道々縁後家并子息萬歲丸所務事、

右、如六波羅去年七月六日注進狀者、預所・地頭成和与、可申分之由、出兩方狀之上、不及別子細、守彼狀、相互可致

其沙汰狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

弘安六年九月 日

（北條業時）  
駿河守平朝臣  
（北條時宗）  
相模守平朝臣

このケースにおける和与の認可申請手続については、次のような説明が可能となろう。

すなわち、弘安五年二月三日、預所と地頭とによつて和与狀が作成された（【史料8—1】）。この和与狀では、中分するという大方の方針は定められたものの、その詳細な方法については決定されていなかったものと考えられ、ついで、弘安五年八月、両当事者の間で中分に関する具体的な方法についての合意をみたことにより、あらためて「中分堺和与狀」が作成されている（【史料8—2】）。

他方で、【史料8—1】をみると、当該訴訟の係属した裁判所である六波羅によつて関東に対して和与狀等を副進する弘安五年七月六日付の注進狀が作成されており、その趣旨としては、「預所と地頭とが和与中分を行うこと」で合意し、両者が和与狀を提出した」というものである。

したがつて、【史料8—1】が作成され、これが六波羅探題に提出されることによつて和与の認可申請が行われたのち、【史料8—2】が作成されたものと考えられることになる。つまり、六波羅探題において和与の認可手続が既に進行していたなかで、さらに【史料8—2】が作成されていたことになるわけである。

この【史料8—12】が作成されたときには、預所と地頭との間で実際に和与中分が遂行されたようであり、このことから、雑掌は「武家が当該和与中分の認可をされるよう、このことを武家に対して触れ仰せられたし」との趣旨で【史料8—13】を作成した。この雑掌申状をはじめとする以上の和与関係文書は、領家隆證の書状（「拳状」、【史料8—14】）を伴って仁和寺御室に伝えられることになり、これを承けて六波羅探題北方北条時村に対して御室令旨が発給されたのである（【史料8—15】）。いま、北条時村から関東へ向けられた文書を見出し得ないので、六波羅から関東に対してどのような裁判手続が行われたのかについては不明であるが、最終的には、関東によって和与認可裁許状（【史料8—16】）が下付されることになったことは明らかである。

以上からすれば、次の点に注意すべきであろう。すなわち、一旦、六波羅に対して和与の認可申請が行われたのちにも、再度、堺中分和与が行われているが、この和与に関する認可の申請が本所領家を通じて、あらかじめ六波羅探題に対して行われていることである。この点については、次のような推測も可能ではないだろうか。【史料8—11】に関する和与の認可手続は関東へ移管されているが、それはある意味では、六波羅探題による直接的な判断が回避されたためであろう。あるいは、六波羅探題に対して【史料8—11】が提出されたときには、そもそも本所領家による「拳状」が提出されていなかった可能性も考えられよう。つまり、訴人代官による和与の認可申請手続のレヴェルに止まっていたことも考えられるのである。このように解釈することが可能であるならば、堺中分和与が成立し、なおかつこれが執行された時点で、訴人の側としてはあらかじめ和与の認可申請を行おうとしたことが推測されるのである。

以上二つのケースは、論旨あるいは令旨によって鎌倉幕府が和与を認可するにいたったものであるが、前者のケ

ースは、当該裁判手続外（本訴外）において成立した和与が論旨を介して認可されたもの、後者は、当該裁判手続の上で成立した和与について、認可の申請手続が開始された後、あらためて成立した和与が令旨を介することによって認可されたものである。したがって、このようなかたちで、最終的に幕府裁判所によって認可の対象となった和与は、どちらかといえば、本所領家側がイニシアティブをとることによって、幕府に対して当該和与の認可を申請したことによるものであることが理解されよう。

第二に、訴訟両当事者が正員の代官であることから、それぞれが和与状を作成・交換したのち、正員による「挙状」を得ることによって、和与状を裁判所に対して個別に提出したものと考えられる場合についてみておきたい。

### 【史料9】

（複製書）  
「茜部庄和与状御下知文保二年十一月七日」

東大寺學侶雜掌朝舜与美濃國茜部庄地頭長井出羽法印靜瑜代覺妙相論年貢事、

（公廳）

右、就雜掌之訴、有其沙汰之處、如去九月十七日東大寺別當法印狀者、茜部庄和与間事、以朝舜上座申云々、如五月廿

五日靜瑜狀者、自延慶貳年、至文保元年、未進丙六百貫文錢貨寺納之外者、可被免除之由、學侶承諾之間、代官覺妙捧

請文云々、（以下略）

まず、文保二年五月、両当事者間で和与状の作成・交換が行われたのち、論人（地頭代）は裁判所に対して、同年五月二十五日付の正員の「挙状」を副えて和与状を提出する一方、訴人（雜掌）は、同年九月十七日付の正員による「挙状」を副えて和与状を提出したものと理解することが可能であろう。

このケースでは、文保二年五月、和与状がほぼ同時に作成されていたにもかかわらず、論人が「挙状」を得てか

ら、訴人が「挙状」を得るまでにおよそ四ヶ月が経過しているのは、論人から和与状（請文）を受け取った訴人が、当該和与状の内容について訴人側の全面的な承諾を得るまでに時間を要したことが推定されよう。このときには、論人は正員の「挙状」を受け取るのと同時に、和与状を裁判所に対して提出したものと考えられ、これを受けた裁判所は、訴人に対して論人による和与の申し出を承けるか否かを問い合わせたものと推定される。この点については、同様に【史料3】に関しても推測を行ったように、たとえば問状御教書のような文書が残されていないので、あくまで推測の域を出るものではない。

(2) 必ずしも「挙状」の作成されていないケース

これまでに主に検討してきたのは、和与の認可が申請される場合に本所領家あるいは正員による「挙状」がその一つの重要な役割を担ったものと考えられる事例に関するものであったが、これに加えてさらに、必ずしも「挙状」を作成しこれを提出するという一連の手続を経ないで和与の認可申請が行われた場合、すなわち、訴訟当事者自らが直接、裁判所に対して和与の認可申請を行っているものと考えられる場合について検討する必要がある。次には、このような場合について検討を試みたいと思う。

(a) 和与状とともに、和与の認可を要求する趣旨の申状が別途作成された場合

和与状に「挙状」が副えられるのは、(1)にみたようなケースからもわかるように、一方当事者を代官とする場合には、正員によって当該和与に関する承認および裁許を得たい意向が明らかにされた文書として裁判手続上必要と

されるからである。しかしながら、正員による「挙状」を得るまでもなく、代官が自らの作成した申状を副えることによつて和与状を提出したものと考えられる場合、すなわち、裁許を求めて行われる通常の訴訟手続におけるのとほぼ同様の手続によつて和与の認可申請が行われたと考えられる場合もみられるのである。<sup>(16)</sup>

【史料11—1】

和与 美濃國西部庄年貢絹綿色代事

(厚見部)

合伍佰伍拾伍貫伍百文者除摩錢、可覆遊具數、綿

伯壹疋、綿仔拾兩代也。

此外延絹拾玖疋肆文代伍拾貫柒佰文者、本日以代錢、所成來也、除摩錢、可覆口之。<sup>(選)</sup>

右、任去弘安三年十二月和与狀、可被檢納之旨、雖被致沙汰、於見絹綿者、善惡之相論、雖向後、不可斷絶之間、以和与之儀、壹疋・拾兩別、可爲伍貫伍百文色代之由、所令和与也、於濟期者、自十月上旬、任弘安三年御下知狀、年内悉可令寺納也、更不可致懈怠之狀如件、

永仁五年十月 日

地頭代沙彌迎蓮 (伴續) (花押)

雜掌法眼慶舜 (花押)

【史料11—2】

東大寺領美國西部庄雜掌法眼慶舜申

漢 (厚見部)

欲早任和与狀、永代可致沙汰由、蒙御下知、當庄年貢絹綿代錢事、

副進

二通 御下知狀案 一通 弘安三年 二月廿三日 就和美狀被下知早



一通 和與狀案弘安三年十二月十四日

一通 今度和与狀案

右、當庄年貢者、見絹百壹疋・見綿千拾兩、其外延絹拾玖疋四丈、不論旱水捐、每年無懈怠所令檢納也、以百疋・千兩者、相當百口之學侶衣服折、以壹疋・拾兩者、爲引手得分、以拾玖疋四丈者、爲預所得分、爰地頭代沙彌(件續慶)迎蓮傾年以來、致懈怠不法沙汰之間、去弘安年中、於六波羅殿經沙汰之處、以見絹・見綿、年內可令究納之由、被成御下知早、其上絹善惡令出和与狀之日、以四兩三分美絹可運上由、成契狀畢、其後、近年又令濟龜品之絹綿之間、自去年夏番訴陳、被合御沙汰之處、以可爲關東御成敗之由。被仰出之當年四月上旬之比歟、御注進關東早、此上者、雖可差進雜掌於關東、學侶之費、惣寺之煩也、任先例、於六波羅殿可有御成敗之由、所及群訴也、其上於見絹綿者、善惡之相論、雖向後、不可斷絕之間、爲停止後、末代之諍論、壹疋・拾兩別、可爲伍貫伍百文色代之由、所令和与也、子細載和与狀早者、早兩方守和与狀、永代可致其沙汰、更不可致懈怠之由、欲成賜御下知狀、仍言上如件、

永仁五年十月 日

【史料11—13】

東大寺領美濃國西部庄雜掌法眼慶舜与地頭長井出羽法印靜瑜代迎蓮相論年貢・絹綿色代并収納期事、(件續慶)

右、就永仁四年六月日六波羅注進并訴陳狀、擬有沙汰之處、去年五十月日、兩方所出和与狀也、如狀者、美濃國西部庄年貢・絹綿色代事、合伍佰伍拾伍貫伍佰文、除摩羅可、讀流之、此外延絹拾玖疋肆丈代伍拾貫伍佰文者、本自以代錢所成來也、除摩羅可、讀流之、右、任去弘安三年十二月和与、可被檢納之旨、雖被致沙汰、於見絹綿者、善惡之論、雖向後不可斷絕之間、以和与之儀、一疋拾兩別、可爲伍貫伍佰文色代之由、令和与者也、於濟期者、自十月上旬、任弘安三年御下知狀、年內可令寺納也、更不可致懈怠云々者、任彼狀、兩方可致沙汰之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

永仁六年六月十二日

（北條宣時）  
陸奥守平朝臣（花押）  
（北條貞時）  
相模守平朝臣（花押）

まず、これらの史料についてごく簡単に確認しておきたい。

【史料11—12】は、訴人雑掌が【史料11—1】を関東へ提出する際に作成した申状（案文）であるということが理解される。この点について、石井良助氏は必ずしも一般化こそされてはいないものの、和与状が裁判所に対して提出されるような場合には、当該和与を認可して欲しい旨の記載された「和与下知申請状」（史料11—12）のような文書）が併せて提出されていた可能性を示唆しておられる。他方で、『鎌倉遺文』の編者竹内理三氏は、石井良助氏の例示された当該文書については、その文書名を「美濃西部荘雑掌慶舜和與状案」とされるに止まり、「申状」として取り扱ってはおられない。

他方で、当該和与状そのものは連署形式によるものであり、訴人（雑掌）と論人（地頭代）との間で交換が行われたことは十分想定できるから、訴人が裁判所（関東）に対して論人和与状を提出する際には、和与認可の申請状とともに提出したものと考えられるが、このとき【史料11—1】は、【史料11—12】の副進文書の一通として提出されたことが明らかであろう。<sup>※</sup>そして、このことを受けた裁判所は、このように【史料11—13】（和与認可裁許状）を下付したのである。

次に、石井氏のいわれる「和与下知申請状」の裁判手続上の意味を具体的に理解するために、当該訴訟に関する次のような事情を確認しておきたい。すなわち、当該訴訟では、六波羅に一旦訴訟が係属したにもかかわらず、六

波羅は当該訴訟を関東へ移管しようとしたため、訴人はこれまで通り六波羅において訴訟手続の続行されることを懇願したが、これに反して六波羅は訴陳状具書を関東に注進してしまつたという経緯が見られるのである。したがって、訴人は、東大寺學侶等による強い要請を承けて、六波羅での訴訟手続の続行を強く要求し続けながら、その過程の中で実現したのが当該和与ということになる。このような事情を知るならば、和与の成立したのちも、早急に認可の裁許を下して欲しいとの切実な要請があつたことを推測することは容易であり、鎌倉に滞在していた雑掌はこの要請に応える責務を担っていたことが考えられる。だとするならば、通常の裁判手続における訴状提出の手続と同様の方法、すなわち、和与認可の申請の要求を申状およびその具書としての和与状とともに提出するという方法を訴人が採つたことは、むしろ自然なことであり、正員による「挙状」を得る時間的余裕のない場合に行われた和与の認可申請手続であつたわけであろう。

したがって、当該訴訟において作成された「和与下知申請状」が、和与の認可申請手続が行われる場合に和与状とは別に作成されることになつていたものとして一般化して理解するのではなくて、通常は正員の「挙状」を副えるべきところを、事態の緊急性という要請から、この場合にはとりわけ、訴人が申状という形式によつて和与認可の申請を行ったものと考えの方がより正確のように思われる。他方で、論人の方については、【史料11―3】をみる限りでいえば、訴人による和与の認可申請と相前後した時期に、裁判所に対して和与状を提出していたことが考えられる。そして、この場合には、論人が訴人に対して一方的に不利な立場におかれていたことからすれば、論人も訴人と同様の姿勢で和与の認可申請を積極的に行つたことは考えにくい。しかしながら、そうだからといって、和与状とは別に正員の「挙状」あるいは論人自身による申状のような文書が作成されなかつたと直ちに断定するこ

とはできないであろう。この点については、関連史料に恵まれていないことを踏まえて、慎重に判断する必要があるかと思われる。また、このことについては、以下に検討していくことも密接に関連することになるが、そもそも「拳状」の作成され得ない場合に和与の認可申請が行われるときには、訴訟当事者自らが和与状とは別に申状のような文書を作成することが必要とされていたのか、すなわち、和与状のみを提出するだけでは認可の申請方法としては不十分であったのか、という課題につながっていくように思われる。延いては、和与状を証拠文書として理解すべきか、あるいは、上申文書として理解すべきか、などという和与状に関する古文書学的理解を自ずと問われることにもなる。この点については、本稿が直接応え得るものとなっていないが、重要な課題としてここでは確認するに止めておきたい。

次には、【史料11】のように和与の認可申請者自身が申状を作成したことが明らかとなる場合以外について、すなわち、申請者自身による申状が作成されたか否かは明らかにし得ないものの、一方当事者が他方当事者に先駆けて和与の認可申請を行ったことをきっかけとして、裁判所を介して和与の認可手続が開始されるにいたったことが推測され得る場合を見出し、これをいくつかのパターンに分類することによって、それぞれのパターンに見られる和与の認可申請手続について検討してみたいと思う。

（※）ただ、【史料12】に見えるように、これに副進されたのは【史料11】そのものではなくて、その案文（一通 今度和与状案）であったことに注意しておくべきであろう。必ずしも【史料11】（正文）が副進されなかったのは何故であるか。このことは非常に重要な問題を孕むものと考えられるが、遺憾ながら筆者にはこれに込め得る用意がない。大方の御教示を仰ぎたいと思う。

(b) 一方当事者が和与関係文書を取りまとめることによって和与の認可申請を行う場合

和与が成立した場合には、当事者のそれぞれが和与状を作成することによって、これを相互で交換するという方法の採られるのが一般的であるが、一方当事者が他方当事者に対して一方的に譲歩するような場合には、譲歩する側が相手方に対して、請文あるいは避文を提出するという方法が採られる場合もみられる。次の史料をみたい。<sup>17)</sup>

【史料12】

(真筆)  
「南部庄自正安三年至嘉元三年年貢未進御下知状」

高野山蓮花乘院學侶等申、紀伊國南部庄地頭代助顯不弁寺用由事、

右、就學侶等之訴、有其沙汰之處、如去月廿二日助顯狀者、季貢未進事、於員數者、雖參差之子細候、未進之条者勿論候、仍可遂結解<sup>云々々々</sup>者、助顯出承伏狀之上者、任申請、可被遂結解之由、可預裁許之旨、學侶等所申有其謂歟、然則、

於自正安三年迄嘉元三年之季貢者、遂結解、可究濟于學侶等之狀、下知如件、

徳治二季十二月廿四日

(金澤貞題)  
越後守平朝臣 (花押)

この史料は、訴人(高野山蓮花乘院學侶)が論人(南部庄地頭代)に対して年貢未進分の弁済を要求して、六波羅探題に提訴した訴訟に関する裁許状である。この中には両当事者の提出した文書の内容が引用されているが、これによると、論人は年貢未進の事実を認めた上で、「未進分の結解を逃げたい」との趣旨の文書(徳治二年十一月二十二日付)を作成しており、他方で、訴人は、論人の申し出を承諾することによって、裁判所に対して、「結解を逃げるようにとの趣旨の裁許を頂きたい」と申し出ていることが理解される。以上の内容から判断すれば、この

史料は、まず、論人が訴人に対して請文を提出したのち、訴人がこの請文を自らの申状とともに裁判所に対して提出したことにより、これを受けた裁判所が訴人の要求を承認する趣旨で訴人に対して下付したものと考えられ、いわば、和与認可裁許状の一つのタイプとして理解し得るように思われる。

このように、一方当事者から請文（和与状）を受け取った他方当事者は、裁判所に対して自らが当該請文を提出することによって、請文の内容を承認する趣旨の裁許状を得ていたことが考えられよう。

他方で、【史料12】におけるのとはほぼ同様の状況として考えられるケースではあるけれども、一方的に譲歩する意思が通常の和与状の形式によって表された場合として、次の史料をみておきたい。<sup>(18)</sup>

### 【史料13】

西牟多弥次郎有家（与版カ）顯實房元怡・高橋五郎入道法心等相論筑後國西牟田村内寛元寺免田坊地等事、

右、就訴陳狀、擬有其沙汰之處、今年八月五日所出和与狀也、如有家狀者、筑後國三瀨庄西牟田内寛元寺免田坊地等事、

雖致訴訟、顯實房者相親之上、亡父淨西狀分明之間、向後以和平之儀、止訴訟畢、任淨西去徳治貳年七月十日之狀、永

可被領知、（知カ）同日法心狀同前、元怡出帶彼狀等、可預（預カ）行之之間、尋下之處、如今月廿（日カ）有家請文者、出和与狀條、

無異儀（云々）者、此上不及子細、任彼狀等、元怡可令領掌（也カ）者、依仰下知如件、

正和（三）年（十） 月廿七日

前上（北條政顯）総介平朝臣（花押）

この史料には部分的に不明な箇所が生じているので、若干の推測を交えざるを得ないが、おおよそ次のように解することができよう。すなわち、訴訟両当事者間に和与が成立した結果、訴人（有家）和与状を受け取った論人（元

怡)は、訴人和与状およびこれと同趣旨のものと考えられる論人法心の和与状等の文書を取りまとめて裁判所に提出することにより和与の認可申請を行った。これを受けた裁判所は、論人に対して全面的に譲歩を行い、訴訟を止める意思を明らかにしている訴人に対して、当該和与に関する事実如何を問い合わせたところ、「和与状を論人に対して渡したことに相違なし」との請文を訴人が提出した。このことにより、論人の当該所領に関する知行を認め趣旨の裁許状として【史料13】が下付されることになった。

以上のような解釈が可能であるならば、【史料13】は和与認可裁許状の一つのタイプということができるとともに、和与の認可申請は、譲歩された側の論人の方が、譲歩した側の訴人和与状を論人側の和与状とともに裁判所に對して提出することによって行われたものとして理解することができよう。

このように、和与が一方当事者による譲歩によって成立をみたような場合には、譲歩する側は、実質的には請文のような性格を有する和与状を作成することになり、これを受け取った他方当事者は、両者の和与関係文書を取りまとめることにより裁判所に対して提出し、これにより和与の認可申請を行ったものと考えられる。

(c) 和与状の交換後、一方当事者が受け取った和与状を提出することにより、和与の認可申請を行っている場合  
本稿ではこれまでのところ、和与の認可申請を両当事者が同時に行っていたのかどうかという点については、認可申請が同時に行われたことを明確に示す史料に恵まれないこともあって、関連する史料から、その状況を間接的に読み取るという方法を探らざるを得なかった。和与認可裁許状には、詳細か否かに関する程度の差はあるにしても、多くの場合、両当事者の和与状の内容が引用されていることが見て取れる一方で、場合によっては、「挙状」

の作成・提出された事実もが記載されていることから、このような場合にはとりわけ、和与の認可申請手続について推測することも可能であったからである。いま、ここで採り上げようとするのは、それ以外のケースについてである。すなわち、和与の認可申請手続の行われる際に、訴訟当事者の正員等の「挙状」を必ずしも伴わないで、訴訟当事者自らが和与状を直接、裁判所に対して提出することによって和与の認可を受けようとしているものと考えられる場合である。

次の史料をみたい。<sup>(19)</sup>

【史料14】

詫磨豊前權守親政与同一房丸相論肥後國神藏庄地頭職以下事、

右、就訴陳狀、擬有其沙汰之處、如去季十一月廿七日親政和与狀者、詫磨別當能秀遺領肥後國神藏庄地頭下可職以下所職・筑前國志登社地頭職除職數事、惣領主一房丸与親政雖及訴陳、有志之上、親政子息菊犬丸・一房丸親父別當二郎武貞有志別職之間、閑理非、永止訴訟早、破和与狀者、互可爲咎々々、可預裁許之由、一房丸依申之、被尋問親政之處、如去月廿五日請文者、一房丸申、肥後國神藏庄・筑前國志登社地頭職以下事、止訴訟々々者、此上不及異儀、然則、守彼狀、可致沙汰焉者、依仰下知如件、

元亨三年三月廿五日

(北條実時)  
修理亮平朝臣在判

この史料はおおよそ、次のような内容を記載する和与認可裁許状である。すなわち、訴人（親政）と論人（惣領主一房丸）との間に和与が成立し、論人が訴人と和与（元亨二年十一月廿七日付）を裁判所に対して提出すること



によつて、和与の認可申請を行った。これを受けた裁判所は、当該和与状を作成した訴人に対して、当該和与の事実如何を問い合わせたところ、当該訴訟を止める旨の請文（元亨三年二月廿五日付）を提出した。

この史料では、裁判所からの問い合わせを受けた訴人が和与の事実を認めたことにより、裁判所によつて和与の認可されたことが理解されることになるが、いま一つ注意しておくべきは次のような点にある。すなわち、第一に、訴人子息（菊犬丸）と論人親父（武貞）との間に当該訴訟に関する実質的な和与（「見別紙和与状」）が当該訴訟における和与の前提として成立していること、第二に、この前提的な和与の事実を記載した和与状が訴人によつて作成され、これが論人に対して渡されていること、第三に、この実質的な和与を前提的な和与を訴訟当事者間における裁判手続上の和与（「裁判上の和与」）として認可してもらふことを意図して、論人はこの事情を記した訴人作成の和与状を提出することによつて認可申請を行ったのではないかということ、である。このようなことからすれば、裁判所による問い合わせに応じて訴人が提出した請文については、次のように考えることができよう。一つには、当該訴訟における直接の論人（二房丸）に対して与えた和与状は、訴人自らが作成したものに相違ないということ、を認めたこと、すなわち、裁判手続上、その形式的な意味において解するならば、論人による和与の申し出を承諾するということ、二つには、当該訴訟における和与の実質的かつ前提的な意味を有するところの、訴外菊犬丸と訴外武貞との間に成立した和与を訴訟当事者として認めるということ、以上の二つの意味が当該請文には込められているものと考えられるのである。

さらに、次の史料について考えてみたい。<sup>20</sup>

【史料15—1】

上神殿次郎祐繼法師法名与伊集院力□郡司□繼法師法名相論薩摩國伊集院□内山下上神殿土橋以下田畠・屋敷・荒野等事、  
 右、就訴陳狀、擬有其沙汰之處、兩方出和与狀訖、爰如嘉元四年三月十二日迎念狀者、和与、薩摩國伊集院内買地所所  
 田藪・荒野等事、迎念与次郎太郎入道殿雖番訴陳、所詮、以穩便之儀、所令和与也、於田藪并荒野等員數者、別注文明  
 白也、仍任彼注文之旨、相互至于孫々、無違乱可被領知、將又上神殿事、雖申子細、如此和与上者、向後止之畢、（三脱力）  
 同日注文者、注進田藪等事、一所山下田町四段、一所五段下神農内、一所六段土橋内、一所參段下神農内、一所貳段得内原田、一  
 所參段州内名内權屬、一段、一所邊保木壹段廿中、一所藪・荒野等事、一所山下三箇在荒野、一所薩摩泊藪在荒野、一所常念居園  
 四至、限東堀、限西常住中垣根、限南道、限北本垣根三、爰迎祐捧彼狀等、可被裁許之由、依令申、被尋尋下迎念之  
 處、如正和二年十月廿八日迎念請文者、迎祐申、薩摩國伊集院内買得地和与有無事、去七月十二日御教書案并催役狀、  
 謹下給畢、迎念所帶當院郡司職以下所領等者、先年之比讓与子息弥五郎宗繼之間、宗繼代官長賢適令在津之上者、可申  
 子細三、如同十二月日長賢狀者、迎祐具祖父迎佛・祖母法阿及母堂紀氏等狀、構出謀書、致非訴之間、迎念備進關東  
 御下文以下證跡、相番三問答訴陳畢、而迎祐稱和与之由、雖望申御下知、如所進注文案者、國郡之名字不載之上、常念  
 居園事、不番訴陳之處、注載之間、疑殆不少、迎祐謀書非科顯然之上者、和与有無事、非信用之限、早續整本訴陳具書  
 等、可預裁許三、於和与之篇者、迎念不及異論、寄事於子息宗繼、擬令改變之条、非奸曲狀、（無脱力）次不載國郡名字於  
 注文之由、長賢雖申之、書載和与狀之上者、不能繆難、是一次常念園事、不番訴陳之處、載和与注文之条、有疑殆之由、  
 同令申之處、止相論、及和与之時、相加彼藪之条、迎念狀文炳焉之上者、不及其難之旨、迎祐所申不乖理致狀、是三、所  
 詮、就迎祐申狀、迎念捧請文之上者、稱私和与、輒難改變之間、宗繼申狀非沙汰之限、然則、於彼田畠・荒野等者、守  
 迎念和与狀、迎祐可令領知也者、依仰下知如件、

文保二年三月十二日

## 【史料15—1—2】

和与

薩摩國伊集院内買得地所々田圃荒野等事

(上神殿跡)

右、件田圃等、迎念与次郎太郎入道殿雖□訴陳、所詮、以穩之便儀、所令和与也、於田圃并荒野等之員數者、別注文

明白也、仍任之旨、相互至子子孫々、無違乱、可被領知候、將又上神殿事、雖申子細、如此令和与之上者、向後止之

早、仍和与狀如件、

嘉元四年二月十二日

沙彌迎念

【史料15—1—1】によれば、訴人(迎祐)が裁判所(鎮西探題)に対して提出した論人(迎念)作成の和与状(【史料15—1—2】)をめぐって和与の事実如何が争われた結果、裁判所は訴人の主張(当該和与の事実)を認めるにいたったことが理解されるが、この史料からはまた、裁判所が当該和与を認可するにいたった経緯の詳細を読み取る事ができる。そして、この史料も和与認可裁判状の一つとして理解することが可能であろう。

いま、ごく要点だけをまとめるならば、次のようになろう。すなわち、訴人は【史料15—1—2】(の正文カ)を裁判所に提出することによって、当該和与の認可申請を行ったところ、当該和与の事実如何について論人への問い合わが行われた。これに対して、論人側は、当該和与の事実を否定するように陳弁することを試みるが、裁判所は、おおよそ「訴人の和与認可を求めた申請に対して、論人が請文によって応答したこと自体が、そもそも当該和与の事実を認めたことになり得ること、事実、当該和与の事実そのものについては否定していないこと、そうである以

上、当該和与があたかも「私和与」であるかのように軽んずることによって容易に和与の事実を曲げることはできない」という理由によって、論人の主張、すなわち和与の事実を否定する趣旨の反論を退けたのである。このことにより、すでに両当事者間に成立していた和与は、まず訴人の方が認可の申請を行ったことをきっかけとして、裁判所を介して当該和与の事実如何が明らかにされることになったのであり、最終的には認可されることになったことが理解されるわけである。

和与の認可申請手続および裁判所による認可手続に関する豊富な内容を記載する和与認可裁許状として、【史料15—1】は非常に貴重である。この裁許状により、われわれは次のことを知り得ることになる。

第一に、訴訟両当事者間で和与状の交換されたのちに、両当事者は直ちに和与状を裁判所に対して提出することによって和与の認可申請を行っていたわけではなさそうであること、さらにいえば、和与の認可申請については、両当事者の足並みが必ずしも揃うものではなかったようであること、などである。このケースでいえば、嘉元四年三月十二日付の論人和与状がみえ、これ以降、当該和与の認可申請手続の行われていることが明らかになるところの、正和二年十月二十八日付の論人請文が提出されるまでのあいだには、およそ八年という時間的間隔が生じており、この間には諸事情の生じ得たことを考える余地もありそうだが、このような状況からすれば、和与状の作成・交換手続の完了時点で直ちに、両当事者によって和与の認可申請が行われていたものとは考え難いことになる。したがって、このようなケースが現実であり得たことを考えるならば、少なくとも一方当事者が和与の認可申請を行わない限り、裁判所を介する和与の認可手続は開始され得ないわけであるから、まして、いずれの当事者によっても和与の認可申請が行われないような場合には、当事者間において和与状の交換がなされたままという状況に止ま

ってしまう可能性(「私和与」)もあり得たことが考えられるのである。

第二に、単に和与状の交換がなされたままにしか過ぎないような状況にある場合、かりに、一方当事者が当該和与の事実を否定しようとするならば、当該和与を「私和与」として取り扱おうとする可能性もあったこと、などが理解され得るのである。

第三に、これは和与の認可申請手続および裁判所による認可手続についての程度一般化することができるのか、なお検討すべき課題ともいえるが、訴訟当事者による和与の認可申請手続および裁判所による認可手続は、裁許を求めて展開されるところの通常の裁判手続、すなわち、訴訟両当事者が裁判所を介して行うところの訴陳状の応酬などにかかわる裁判手続と、裁判手続上の原則を等しく共有するものであるように思われるのである。

和与の認可申請が一方当事者のイニシアティブによって行われたことを示すケースとして、今ひとつ、次の史料をみておきたい。<sup>(2)</sup>

### 【史料17】

市河新左衛門尉盛房申、信濃國中野西条・志久見郷湯山村屋敷・名田事、

右、彼屋敷・名田者、小田切實道与盛房于時左衛門三郎相論間、欲有其沙汰之刻、實道死去畢、女子性阿相傳之後、永仁三年正

月廿日相分論所、兩方所出和与状也、如性阿状者、御堂四壁并屋敷避与盛房云々、盛房止訴訟云々、仍就彼状、可被裁

許之由、同三月七日評議畢、而未被成下知状之處、性阿又死去之間延引、而盛房依申子細、被尋性阿跡之處、如夫關屋

三郎入道蓮道去四月十一日状者、任本和与状、可有御沙汰云々者、此上不及異儀、且任先日御事書、且就和与状、可致

其沙汰之状、依鎌倉殿仰、下知如件、

正安四年十二月一日

（北條時時）  
相模守平朝臣（花押）  
（北條時村）  
武藏守平朝臣（花押）

この和与認可裁許状にいう、和与の認可申請のプロセスはおおよそ次のようである。すなわち、まず、前訴訟の係属中に、前訴人（實道）が死去したので、女子性阿が該訴訟を承継したのち、永仁三年正月二十日、前論人（盛房）に対して譲歩する（相分する）ことにより両当事者の間に和与が成立した。こののち、和与の認可申請が行われたことが考えられるが、これを受けた裁判所では当該和与を認可することを決定したものの、和与認可裁許状が下付されないままであったところ、前訴人承継者（性阿）が死去した。このとき、裁許状の発給手続もまた延引してしまつたので、前論人が再度、裁判所に対して認可の申請を行つたところ、前論人の和与の申し出を承諾するか否かが前訴人承継者の夫（蓮道）に問い合わされた。これに対して、蓮道は正安四年四月十一日付の文書（請文）により、前論人の申し出を承諾する意思を明らかにしたので、ようやく当該和与が認可されるにいたつたのである。このケースでは、一時、和与認可裁許状の発給手続が滞るといふ状況が生じているが、もしかりに、このとき、前論人が和与の認可申請を行わないままであれば、和与の認可は行われることがなかったであろうし、あるいは、最終的に前訴人承継者の夫が前論人による和与の認可の申し出を承諾しないような状況が生じていたならば、和与認可裁許状は発給されないままに終わっていた可能性があろう。このケースにおいてもまた、一方当事者による和与の認可申請が行われるにいたつて、はじめ、裁判所を介した和与の認可手続が開始され得たといふ状況による間接的に知り得ることにならう。

## 【註】

(1) 本稿でいう「挙状」については、すでに指摘したように、ある意味では「申状」として理解することもまた可能であるように思われる。これまでの研究では、裁判所に対して和与状が提出される場合の挙状について、次のような理解が示されている。例えば、石井良助前掲書、二六九頁によれば、「代理人が不利な（自己の側が譲歩する）和與契約を締結するが為には、彼は本人より特別代理権を得なければならず、且裁判所に挙状を提出してその事実を證明しなければならなかったのである」と。

(2) 【史料3】「高野山文書」六波羅裁許状「六裁―七四」。傍線は筆者による。以下同じ。

(3) 【史料4】「佐方文書」六波羅裁許状「六裁―六二」。

(4) (1)および(2)がこれに該当する。また、(2)については、【史料】「佐方文書」元亨元年十二月三日出雲三刀屋郷宗慶和與状（鎌遣三六一―二七九〇九）が現存している。

(5) 【史料5】「吉川家文書」六波羅裁許状案「六裁―六四」、なお、当該文書の裏書写は、「大日本古文書」によって補った。また、分文②については、当該裁許状の発給されたのち、嘉暦元年十二月十日付で論人兼員の作成したものが現存している（「吉川家文書」一一三二号文書）。また、当該分文には奉行人二名によって裏封がなされており、この奉行人二名は、和与状にも裏封を加えていることから、当該訴訟の担当奉行人であることが理解される。

また、このケースに関連するケースとして、【史料】「東寺百合文書」嘉暦二年後九月七日六波羅裁許状（六裁―六八）によれば次のようである。嘉暦二年七月二十三日、論人子息により、「代官に対して和与をせよと申し合わせている」との趣旨で「挙状」が作成されている。次いで、同年八月二十七日、両当事者による連署和与状が作成されている。

同年八月二十八日、訴人側の東寺學頭頼實法印によって、「和与状を提出する」との趣旨で「拳状」が作成されている。この場合、和与状の作成される以前に、一方当事者（論人）正員子息による「拳状」の作成されていることが理解されるが、これは和与状作成以前に裁判所に対して提出されたものであるのか、あるいは、実際には、和与状作成後に提出されたものであるのかについては明らかにし得ない。可能性をいえば、論人正員子息が代官に対して和与をするように予め委任しておく趣旨で作成されたのが嘉暦二年七月二十三日付の「拳状」であり、実際には連署和与状の作成された以降、論人代官が和与の認可申請を行う際に和与状に添えて提出したものと考えられる。この史料からすれば、嘉暦二年八月二十八日以降、和与の認可申請の行われたことが推測され得るに止まり、その状況についてははっきりとしない。

(6) 論人が作成したものを訴人が保管するにいたったものとして、「吉川家文書」正中二年八月二十七日三隅兼員代明仁尼良海代道正連署和與状がある。

(7) このことは、和与状の作成されたのちに、和与の認可申請があらためて行われ得る可能性を否定するものではないが、いま一つ考えられる可能性について本文において採り上げておくことにした。

(8) 【史料6—1】「大友文書」正安二年閏七月二十三日藤原景忠請文案「鎌遺二七—二〇五三三」、【史料6—2】「同文書」正安二年八月三日藤原景忠代圓嚴和與状案「鎌遺二七—二〇五六四」、【史料6—3】「同文書」正安二年八月三日藤原景忠代圓嚴請文案「鎌遺二七—二〇五六三」、【史料6—4】「同文書」六波羅裁許状案「六裁—三三五」。

(9) 【史料6—1三】にいう、「殺害刃傷」に関する訴訟を訴人としてはこれ以上は行わない（止める）とする趣旨の文書【史料6—1三】に関する裁許状は発給されなかったのではないかと考えられる。この点については、【史料6—1三】が訴人代官によって裁判所には提出されないで、論人に対して直接渡されたものとして考えること（ある意味でいえば



「私和与」も否定できないが、本稿では、植田信廣「鎌倉幕府の殺害刃傷検断について」(西川・新田・水林編「罪と罰の法文化史」東京大学出版会、一九九五年)において指摘されている点、すなわち、鎌倉幕府の裁判に関する方針としては、所務沙汰と併合されない検断単独事案については、無罪判決の場合を除いて裁許状を発給することはなかったこと、あるいはまた、検断単独事案の検断を重視し、所務沙汰併合事案の検断を軽視したこと、以上の指摘に従うならば、当該ケースにおいては、所務沙汰に関する和与を認可する裁許状のみが発給されるに止まり、他方の検断事案に関する和与を認可する裁許状はそもそも発給されなかったと解することになろう。この点について本稿では、明確な論証をなし得ていない。他方で、この問題を明らかにするために、六波羅探題における所務沙汰と検断沙汰とがどのように分離されていたのかという問題を説明する必要があるように思われるが、佐藤進一、前掲書(岩波書店版)一三六頁では、分離された時期を、正和二年より元亨二年までのおよそ一〇年の間として理解されている。また、森幸夫「六波羅探題職員ノート」(三浦古文化)四二号、一九八七年)をも参照。

- (10) 本稿では、先にも採り上げたけれども、「挙状」について必ずしも明確な定義をなし得ていないが、例えば「鎮裁一七二」および「鎮裁一七二」において記載される「本所進挙状」なる語が示す挙状という史料上の用語を用いることにした。したがって、古文書学上の挙状に関する厳格な意味で必ずしも用いていない場合もあり得ることを再度丁寧に解賜りたい。本来ならば、どのような場面における「挙状」であるのかを踏まえた上で、当該「挙状」の果たした機能を明確に区別すべきところであるが、本稿ではこれをなし得ていない。

- (11) 【史料7-1-1】「薩摩国分寺文書」正行奉和興状(鎌遺三七-二八九三九)、【史料7-1-2】「同文書」惟宗友貞請文案(鎌遺三七-二八九四〇)、【史料7-1-3】「同文書」菅三位菅原家兼宗清申状(鎌遺三七-二九〇一六)、【史料7-1-4】

「同文書」首三位尊家と和與狀（鎌遺三七―二九〇一七）、【史料7―15】「同文書」後醍醐天皇綸旨案（鎌遺三七―二九〇二六）、【史料7―16】「同文書」西園寺實衡御教書（鎌遺三七―二九〇二七）、【史料7―17】「同文書」六波羅御教書案（鎌遺三七―二九〇四三）、【史料7―18】「同文書」國分友貞申狀（鎌遺三七―二九一五七）、【史料7―19】「同文書」鎮西裁許狀案「鎮裁―一六三」（鎌遺三七―二九一五八）。

なお、【史料7―19】においては、次の部分が「鎌遺」所収文書では記載されているものの、「鎮裁―一六三」には収載されていない。

彼御下知續目裏判者、筑後殿御判、

私注、爲後證、奉行人所加判也、

正中二年七月廿五日

幸三郎入道

春寂

閑奉行重藤四郎入道

寂圓在箱

(12) 古澤直人「公方成立の実相―その個別的考察―」（『鎌倉幕府と中世国家』校倉書房、一九九一年）を参照。なお、東申次の役割を中心にこのケースが検討されたものとして、森茂暁「幕府への勅裁伝達と関東申次」（『鎌倉時代の朝幕関係』思文閣出版、一九九一年）を参照。

(13) 木村英一「鎌倉後期の勅命施行と六波羅探題」（『ヒストリア』一六七号、一九九九年）の指摘による。また、【史料7―19】および【史料8】で採り上げたケースと同様のものとして、「田代文書」応長元年八月十二日六波羅裁許狀「六裁―四九」が見えるが、これについて森氏は註(12)所引書所収「六波羅探題の「西国成敗」の中で次のように述べて

おられる。すなわち、「和泉国大鳥庄の半分についての雑掌定覚の訴状は光景法師の拳状によって王朝の裁判所に提出された。(中略) 訴状を受理した王朝はこれを同年七月二十日付の伏見上皇院宣でもって、六波羅に移管しよう関東申次西園寺公衡に命じたのである。(中略) 王朝に提訴された事実を王朝よりの移管手続きを経て、六波羅が裁許した点に、王朝権力の意志執行者としての六波羅の役割が明瞭なのである(後略)」、と。また、この他のケースとして、例えば、「山内首藤文書」延慶元年十二月二十三日六波羅裁許状(「六裁―四六」)では、延慶元年十二月十八日の雑掌道祐・地頭通資による連署和与状の内容とともに引用されている延慶元年十二月十九日の領家安井宮令旨(「本所安井宮御拳状」)によれば、「備後國地毗本郷雜掌道祐申、所務條々和与并地頭請所事、兩方和与狀如此、可令計成敗」とあり、訴訟両当事者の和与状両通が当該令旨とともに幕府に対して提出されたことが理解される。この場合においては、裁判手続過程を伝える文書こそ現存しないので和与の認可申請手続に関する詳細は不明であるが、ここで採り上げたケースと同様の状況であったことが推定され得よう。因みに、石井良助氏は、「六裁―四六」について、前掲「中世武家不動産訴訟法の研究」中で採り上げておられる。また、鎌倉時代の公武関係文書に関する詳細な分析は、外岡慎一郎「鎌倉後期の公武交渉について―公武交渉文書の分析―」(「敦賀論叢」創刊号、一九八七年)などを参照。

## (14)

【史料8―1】「丹波片山文書」弘安五年二月三日丹波和智荘地頭預所申分和與狀(鎌遺一九―一四五五八)、【史料8―2】「同文書」弘安五年八月日丹波和智荘中分堺和與狀(鎌遺一九―一四六八二)、【史料8―3】「同文書」弘安五年八月日丹波和智荘雜掌申狀(鎌遺一九―一四六八〇)、【史料8―4】「同文書」(弘安五年)八月七日隆證書狀(鎌遺一九―一四六七八)、【史料8―5】「同文書」弘安五年八月九日仁和寺御室性助令旨(鎌遺一九―一四六七九)、【史料8―6】「同文書」弘安六年九月日関東裁許狀案(「関裁―補一〇」)。そして、【史料8―6】を承けて下付された文書

が【史料】「同文書」弘安七年二月九日六波羅施行状案（鎌遺二〇—一五〇七〇）である。このケースに見られるように、訴訟両当事者間において和与中分に関する大方の合意が得られたときに、一旦、和与状を裁判所に提出した後に、和与の認可手続が進行している他方で、中分にかんする具体的な方法をあらためて決定し、さらに執行した結果、この旨を記した中分和与状を、再度、裁判所に対して提出するという方法が、どの程度一般的であったのかどうかは明らかにし得ない。他方で、和与認可の裁許状を受領した後に、はじめて中分を具体的に執行するという趣旨の和与も見られるのである。この二つの点についていえば、和与状が裁判所に提出されるのは、和与の具体的な内容をほぼ実現したときに限られていたのか（和与状がその具体的な内容をほぼ実現したときに提出されるものであったのか）、あるいは、直ちに実現はできないものの、将来の実現可能性を期待することに重心を移した状況のなかで提出されるものであったのか、などの視点から検討する必要があるように思われる。いま、和与認可裁許状の発給された後に、中分を具体的に執行することを取り決めたケースは、例えば、「鎮裁—一〇八」あるいは「六裁—六四」などに見える。後者のケースでは、まず和与状が作成されたのち、これを認可する裁許状が下付されたが、この後に、当該和与の内容が具体的に執行された際の文書として考えられる分文が作成されている。この分文には、当該訴訟を担当した六波羅奉行二人名が裏封を加えていることから、分文も和与状と同様に、これが作成された後には、六波羅探題に対して提出されたものと考えられる。「吉川家文書」正中二年八月二十七日三隅兼員代明仁尼良海代道正連署和與状、「同文書」正中二年九月二日六波羅裁許状案、「同文書」嘉暦元年十二月十日石見永安別府以下地頭職分文等を参照。

なお、【史料8】にかんして若干の補足を行っておきたい。【史料8—四】にみえる「權少僧都隆證」については、「仁和寺諸院家記」心蓮院本「大教院」項にみえ、〈大藏卿、覺宗法印子、隆助僧正付法、盛遍律師重受、此時渡西方院堂

〔云々〕とある。「同」恵山書寫本の同項には、「弘安三年十一月、高雄交衆、本坊東北坊、永仁六年 月 日、入滅、」とある。また、「史料8―5」にみえる「御室」は、「仁和寺御傳」心蓮院本では、「後中御室」第十一代甘露寺院御室性助、後嵯峨院御子、母太政大臣公房公女、(中略)弘安五々十二月十九日、御入滅、第十四世とみえる。以上は、奈良國立文化財研究所史料「仁和寺史料」(第三冊Ⅱ寺誌編一、一九六四年、第六冊Ⅱ寺誌編二、一九六七年)を参照。遺憾ながら、「雜掌」および「大藏御法印」については具体的に確認することができなかった。御教示を賜れば幸いである。「史料8―5」にみえる「前陸奥守」については、北條時村であるものと推定される。弘安五年八月二十三日には、武藏守に補任されていることから、「史料8―5」は、補任直前の出来事であったものと考えられる(「將軍執權次第」群書類従・卷四十八を参照)。

(15) 【史料9】「東大寺文書」文保二年十一月七日六波羅下知状「六裁―六〇」。

平山前掲書、一三〇頁において、雜務沙汰に関する和与の認可手続を示しているものとして紹介されている次の史料もみておきたい。【史料10―1】「薩摩国分寺文書」道助和與状「錄遺三四―二六二四四」、【史料10―2】「同文書」鎮西裁許状「鎮裁―一〇三」。

【史料10―1】

依出舉并預米事、道助与比志嶋孫太郎忠範番訴陳、雖及上裁、以和与之儀、止訴訟畢、但訴陳出舉以下請文等者、博多代官大隅七郎忠幸帶持之間、於博多相互取替和与状、可被申賜御下知候、如此於國乍令和与、一方指違背和与之儀、令子細申時者、可被申行別罪科候、仍和与之状如件、

文保元年六月廿三日

〔大隅代官久國法正  
沙彌道助(花押)〕

## 【史料10—1】

大隅大炊助三郎（久カ）□國法師（法名）忠幸与薩摩國比志嶋孫太郎忠範相論出擧并預米等事、

右、就訴陳狀、擬有其沙汰之處、兩方出和与狀畢、爰如去八月十六日忠幸狀者、件米等道助爲訴人雖訴申、以承諾之儀、所令和与也、仍彼請正文不殘一通返与忠範畢、若存變改、及濫訴者、可被行別罪科（三）、此上者、向後相互可守彼狀也者、依仰下知如件、

文保元年九月十九日

（北條時義）  
遠江守平朝臣（花押）

【史料10—1】は和与認可裁許状であり、この中には、訴人代官（忠幸）が論人（忠範）に対して与えたと考えられる和与状（文保元年八月十六日付）の内容が引用されている。引用されている和与状は現存しないので詳細については不明であるが、他方で、訴人正員（道助）による文書がこれより以前に別途作成されており、これが【史料10—1】として現存している。

【史料10—1】によれば、「訴人として当該訴訟を止めること、訴陳出挙以下の請文等は博多代官忠幸が所持しており、忠幸が論人に対して返与するとともに、和与状を交換したのち、認可の裁許を賜ることにしたい、両当事者が在国中にこのように和与しておりながら、以後、この和与の事実を反して、和与について異議を唱えるような事態が生じた時には、罪科に処すものである」とのことである。

そもそも和与認可裁許状には、和与状をはじめとする裁判所に対して提出された関係文書については、文書提出の事実あるいは文書の内容の引用される場合が多いのであるが、訴人正員による文書（史料10—1）については、【史料

10—12)では一切触れられていない。このことについて、以下に述べる推測に確たる根拠はないが、訴人正員が博多代官に対して和与関係文書を送る際に、訴人正員和与状(史料10—1)がその中に加えられ、訴人代官が論人に対して関係文書を渡すときに同時にこの和与状も与えたのではないかと考えられるのである。そして、このときには、訴人代官と論人との間で、裁許状に引用されている訴人代官による和与状および論人と和与状が交換(「取替」)されたのではないかと考えられる。このことからすれば、【史料10—1】は、この場合には和与状としてはもちろん、一種の「挙状」のような性格を有したものでないかと考えられるのである。

(16) 【史料11—1】「東大寺文書」美濃西部莊地頭代迎蓮・雜掌慶舜和與狀「鎌遺二六一—一九四九八」、【史料11—2】「同文書」美濃西部莊雜掌慶舜和與狀「鎌遺二六一—一九四九九」、【史料11—3】「同文書」関東裁許状「閔裁一—二三」。

(17) 【史料12】「高野山文書」六波羅裁許状「六裁—四二二」。当該ケースにおいて作成された請文を想定させ得るものとして、「同文書」嘉暦元年八月二十一日紀伊南部莊年貢米和與請文「鎌遺三八—二九五八九」がみえる。なお、これに対応する和与認可裁許状は現存しない。

(18) 【史料13】「寛元寺文書」鎮西裁許状「鎮裁—八四」。

(19) 【史料14】「詫磨文書」鎮西裁許状「鎮裁—二二八」。平山氏は、「第五項 和与状の審査」(前掲書、一〇九—一五頁)において、例えば【史料14】について、論人による和与の認可申請の後、訴人による和与の認可申請が数ヶ月遅れたために、裁判所が訴人に対して尋ね問うた結果、訴人が請文を提出したので、和与認可裁許状が下付されるにいたったとの解釈を示しておられる。平山氏は、裁判所に対して認可申請のされた和与については、「手続・形式・内容」の三方面からの審査が加えられることを前提とされており、当該史料については、手続の面からの審査が行われたもの

として理解されている。平山氏の云われる「審査」は、主に地頭御家人間の訴訟において成立した和与を対象として行われていたという理解が前提にされており、これについては、すでに、植田信廣氏によって、おおよそ次のような批判がなされている（『鎌倉幕府の裁判における「不倫理非」の論理をめぐって』法制史学会編『法制史研究』二八号、一九七八年、創文社）。すなわち、鎌倉幕府は御家人所領の移動に対する禁圧的態度を保持しており、例えば御家人所領の「他人和与」を禁止するという方針などもその現れとして理解できること、したがって、幕府がとりわけ地頭御家人間の訴訟において成立した和与に限って厳しく審査を行うという方針を採っていたものとして理解するのではなくて、当該和与の内容が御家人所領の移動云々に関わるものであるような、幕府としてはまさに重大な関心を寄せざるを得ないような場合に限って「審査」の行われる可能性があったものと理解すべきである、と。植田氏によるこの指摘により、和与に関して現実に「審査」の行われ得る状況を正確に理解することが可能となったといえよう。このように考えるならば、いま、『史料14』については、「審査」の行われたケースとしてストレートに読み込むのではなくて、むしろ、次のように考えるべきではないだろうか。すなわち、和与の認可申請が行われる場面においては、必ずしも両当事者が足並みを揃えていたというイメージを一般化して考えるのではなくて、一方当事者は相手方に先駆けて和与の認可申請を行っていたことも十分想定され得ること、そして、和与の認可手続そのものは、このように当事者による認可申請を受けた裁判所を介して行われていたということを、まず理解しておくべきであろう。

他方で、平山氏は、裁判所が「審査」に要した期間について、和与状の日付と和与認可裁許状の日付とから、その具体的な日数を数件の例に見出しておられるが（平山前掲書、一三三頁）、和与の認可手続に要した日数には、その長短にかかわらず、訴訟それぞれの背景事情が現れていると考えることもまた可能であろう。この点に関する基本的データ



を筆者は既に得ているので、いずれ別稿を準備したいと思う。

なお、このケースでは、訴人は当該和与状記載の日付と同日付の和与状（鎌遺三六―二八二六一）を作成しているが、この和与状は当該訴訟が直接の対象とするものではなく、当該訴訟に関連して争われた内容に関するものであるように考えられる。

## (20)

【史料15―1】「島津家文書」鎮西裁許状案「鎮裁―一〇六」、【史料15―2】「同文書」伊集院郡司迎念和與状案「鎌遺二九―二二五二五」（なお、日付は三月十二日の誤りであろう）。このケースにおいては、訴人もまた論人に対して自らの作成した和与状を与えていることが考えられるが、訴人が論人に対して、訴人自らの作成した和与状の提出を求めているのは、論人が当該和与の事実を否定しようとしている限り、論人にとっては、逆に当該和与の事実を明らかにしてしまうことにもなる訴人と与状を、求めに応じて素直に出してくるとは到底考えられないと、訴人自らが判断していたからであろう。このケースでは、裁判所によってどうか和与の事実が確認されるにいたっているが、かりに論人が首尾良く和与の事実を否定する努力を続けていたならば、あるいはこのような決着をみることでできなかったかもしれない。思うに、論人が和与の事実を否定するときに、訴人作成の和与状を受け取っていないこと、そして、訴人が提出してきている和与状は論人の作成した文書ではないこと（謀書）、あるいは庄状であることなどを強硬に主張し得る可能性もあったわけである。

なお、このケースでは明らかでないけれども、一方当事者による和与の認可申請を受けた裁判所が他方当事者に対して当該和与の事実如何を問うときに、「國雑色」がその役目を担っていることを示す【史料16】（山口県史資料編）中世Ⅱ、二〇〇〇年刊行予定、収録の「剣持家文書」（防長風土注進案）所収（関東下知状写）がある。

## 【史料16】

常陸国郡阿西郡地頭劍持孫二郎光政赤羽四郎條通相論傍尔荒野事、

今就和与之状、疑有其沙汰之処、(據)去年十二月廿日出和与状之由、光政令申之間、以国雑色被尋探條通之、(如脱之)過去九月

三日請文者、存和与之儀出状、(云々脱之)則任彼状相互不可有違乱者、依鎌倉殿仰下知如件、

弘安十年十月廿二日

前武藏守平朝臣（花押影）  
(北條宣時)

相模守平朝臣（花押影）  
(北條貞時)

【史料16】によれば、通常の和与認可裁許状であるならば、「右、就訴陳狀、擬有其沙汰之處」と記載されるところを、「今就和与之状、擬有其沙汰處」とあり、以下の記載内容を整合的に理解することができない。かりに、この部分を通常の「右、就訴陳狀、擬有其沙汰之處」と読みかえるならば、当該裁許状の趣旨については、次のような理解が可能となろう。幕府裁判所（関東）に訴訟が係属中、訴訟両当事者間に和与が成立したところ、弘安九年十二月二十日、訴人（光政）が和与状を論人に渡したということを裁判所に申し出たので、裁判所が「國雑色」により論人（條通）に問い合わせたところ、論人も和与状を訴人に対して渡したとの趣旨の弘安十年九月三日付の請文を出してきたので、当該和与を認可するものである、と。当該文書が写であるという性格上、和与の認可手続に関する状況を必ずしも正確に伝えているとはいえない面もあることを前提にすべきであるが、かりに以上のような内容として理解するならば、次のようなことが推測されよう。すなわち、一方当事者による和与の認可申請を受けた裁判所は、当該和与の事実如何を問い合わせるために、「國雑色」を他方当事者の許に派遣していること、あるいは、これは想像を逞しくすることにな

るが、訴人が裁判所に対して和与の認可申請を行ったときには、自らが論人に対して和与状を与えたという事実のみを申し出ていたのではないか、すなわち、論人から和与状を未だ受け取っていない状態で和与の認可申請を行っていた可能性もあり得るのではないか、さらには、裁判所が「國雜色」を派遣したのは、あくまで和与の事実を確認するためであり、和与の具体的内容までも調査・確認することを必ずしも意図するものではなかったのではないか、などということがある。

因みに、「鎌倉幕府追加法」六八九条(正安二年七月五日付、鎮西探題に宛てられたもの)によれば、「一、召文事、停<sub>レ</sub>止國雜色」、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>當國守護并近隣地頭御家人等<sub>一</sub>事」(佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第一巻・鎌倉幕府法、一九五五年)とある。関東におけるこの種の法令がどのようであったのかについて知る必要があるが、いま単純に時期的な前後関係をのみみるならば、【史料16】は当該追加法の立法される以前のことである。

(21) 【史料17】「市河文書」「関裁―二三七」。裁判所による「評議」は、おそらく「評定会議」のことではないかと推測されるが、明確にはなし得ない。

## むすびにかえて

以上、本稿は、鎌倉幕府の裁判において和与の成立した場合に、訴訟当事者が裁判所に対して和与状を提出する手続過程を「和与の認可申請手続」として位置付けることによって、その中で進められた手続の実態について多角

的に明らかにすることを試みたものであるが、一方で史料的な制約を受けることが多かったとはいえ、個別史料の解釈にあたっては随分と乱暴な推測を書き連ねてしまったことについて今となっては反省すること頻りである。

そもそも本稿では、裁判所によって行われる和与の認可手続の前提として、訴訟当事者によって行われる「和与の認可申請手続」を位置付けた上で、これについての詳細な検討を積み重ねることによって「和与の認可申請手続」に関する体系的理解を導き出すことを意図していたが、遺憾ながら、当初の意図を実現するにはいたらなかった。しかしながら、本稿によって聊かなりとも明らかにし得たと思われる点を見出すことができるとするならば、それは、「和与の認可申請手続」の多様性を具体的に示すことができたことに求められるように思われるのである。これまでの和与に関する研究の主な関心は、和与が裁判所によって認可されるという「事実」<sup>①</sup>にのみ向けられるに止まり、この理解を可能にする前提としての「和与の認可手続」や「和与の認可申請手続」については、それほど意識されて来なかったようである。むしろ、このような事情の生じていることに理由がないわけではない。そもそも訴訟当事者が裁判所に対して和与の認可申請を行ったことを十分に推測させ得る史料としては、和与状以外にそれを物語る史料が残されていないためでもある。和与状とは別に「申状」のような文書が作成されていた可能性を指摘することは十分可能であろうが、これを実証することは依然として困難であるといえよう。ならば、このような「申状」の役割を代わって担うような文書が残されていないのだろうか、あるいは、「申状」の作成された形跡を間接的に窺わせるような状況が関連文書の中にはみられないのだろうか、などといった問題関心から、「和与の認可申請手続」に関する理解の可能性を探ってみたわけである。このときには、たとえば訴訟当事者の正員による「挙状」の果たした役割をもあわせて検討することになったが、「挙状」そのものを単独の文書として直接見出すこと

はできず、その内容の若干については和与認可裁許状から間接的に窺い知ることしかできなかった。したがって、本稿では、「拳状」については、「和与の認可申請手続」の中で位置付けられ得る可能性を示したに過ぎず、なかには必ずしも正確な理解を得ているとはいえない場合もあり得る。

他方で、本稿では「和与の認可申請手続」を経していない和与(すなわち、「認可手続」を経ないともいえる)について、それが生じる可能性について検討することができなかった。つまり、このような和与は「和与の認可申請手続」のなかで、なにゆえにして生じ得たのかを今一度みておく必要があるように思われるのである。次の史料をみておきたい。

【史料18】

〔後國多良木地頭代申狀正安四八廿四〕  
(御書)

〔後國多良木村地頭相頼牛房丸代左衛門尉資氏謹言上〕  
(御書)

早任相良彌五郎頼氏法師(法名)遺狀等、欲被付下地於惣領上蓮孫子頼(包)・頼高六郎・良秀彦三郎・頼實次五郎等、異賊警固以下面ノ所役并當村檢(檢方)及讓外押領地等、且企押領濫妨、且不相從惣領牛房丸催促、條々張行子細事、

副進

一通 上蓮讓子息頼宗牛房丸狀正應六年七月廿日

右、以多良木村内、讓与子孫等之時、去正應六年七月廿日讓惣領於子息六(郎)頼宗牛房丸之次、爲孫子頼包・頼高・頼秀・頼實等、以同日充給面々讓狀畢、而惣領所持之上蓮讓備進之上者、不及巨細、爰彼庶子等、背上蓮遺狀、或濫妨檢斷、或押領讓外之地、或國方濟物等屬惣領不弁之、或對捍異國警固番役以下用途者、就中、於警固用途者、恐于當時懈怠、

爲全所役、悉惣領所經入之也、先年頼包等企濫訴之間、聊雖番訴陳、入人於中可和与之由、依令望申、相互存和談儀之處、就和与狀、号不給御下知狀、彌云押領、云濫妨、云對捍、並之令張行之條、且背上運之讓、且輕其素意、既以告言也、早被止押領濫妨、至對捍分者、糺給惣領所經入之用途、任上運遺狀等、爲被付面々下地於惣領、粗恐言上如件、

正安四年六月 日

この史料（訴人作成）の傍線部から、次のような状況を読み取ることになる。すなわち、訴陳の展開過程において、「仲人」に依頼することにより和与が成立した結果、「和与状そのものは作成されたものの、これを認可する裁許状を得ていない」ということが、論人（庶子）の訴人（惣領）に対する反論として主張されているのである。したがって、論人の反論にいう和与とは、これを認可する裁許状が下付されていないものであって、このような状況が生じ得るのは、両当事者が裁判所に対して当該和与の認可をそもそも申請していなかったことによるものとも推測されるわけである。このような和与については、次の史料が明らかにしている。

【史料19】<sup>③</sup>

一 私和與事 雖レ書ニ載何様契約誠詞一、於私和與一者、上裁之時、被レ棄ニ置之、但任「和與狀」被レ成「御下知」者、不レ及ニ子細一、

この史料は鎌倉幕府法上、「私和与」が定義されたものとしてこれまで多くの研究において論じられてきているが、その意をごく手短かにくみ取るならば、「和与を認可する裁許を得ていない和与については、かりに裁判の場を持ち込まれてきても、裁判所としてはこれを探り上げない（訴訟法上無効である）」というものである。このことを踏まえながら、【史料18】における論人による反論を一步進めるならば、「そもそも私和与であるから裁判手続

上は無効である」という主張が展開され得ることになる。

さらに、次の史料をみたい。

【史料20】

〔(茂平)〕定置之法、擬申行于御教書違背之罪科之處、近日於地頭代、相語寺家方之雜掌賢俊五師、至來十月可延引之由、令書取

和与状とよとじょう、此条地頭代之私曲彌以私曲之至、彌以顯然也、其故者、於寺家方有何得理、永仁六年貢于今未濟之上、

當去年貢、又背年内究納之御下知、于今致數多之未進之上者、於寺家方、有何得理、至今秋于今濟納之期十月中、

可延引于十月中之由、可令出和與状哉、學侶不存知之条、仰上察者也、所詮、御寺家雜掌賢俊五師者、永削寺僧之名帳、

改補所職畢、早欲被處遠流罪科矣、次於地頭代者、背度御下知、致重疊之私曲之上者、速速任被定置之法、被行所當

罪科、被停廢地頭職、而盡未來際、令全寺供之様、欲蒙御成敗、仍不耐愁歎之至、學侶等勒狀、以解、

正安三年六月 日

この史料は、美濃国茜部庄における東大寺雜掌（訴人）と地頭代茂平（論人）との訴訟における、訴人側の学侶等による訴状の土台であり、裁判所に対して提出された文書とはいえないが、和与に関する訴訟当事者の考え方を示すものである。ここにいう状況としては、これまでに幾度となく和与を行っているにもかかわらず、未進分年貢の弁済を怠り一方的に不利な立場に立たされ続けていた論人（地頭代）が、訴人（雜掌）を語らって年貢の弁済期限を延期するという趣旨の和与状を取り交わしたことが理解される。このとき、雜掌は当該和与について正員（学侶）による承諾を得ることもなく、自らの裁量で勝手に地頭代の申し出を受けたことが咎められ、学侶により寺僧

の名簿から抹消されることをはじめとする非常に重く厳しい処分を受けている。この史料の中で学侶が訴える内容としては、地頭代を重科に処すこと、さらに地頭職を改補すべきことであるが、ここでいま問題になっている和与については、これを「私和与」として強調することによりとりたててその無効を主張しているようではなさそうである。この場合の和与は、そもそも幕府裁判所に対してその認可が申請されるような性格のものではなかったようであるが、このような場面において正員(学侶)が裁判所においてその無効を主張しようとするならば、「私和与」という法的事実を重要な根拠とすることは十分に可能であったはずであろう。しかしながら、この場合には、私和与として当該和与が無効であることを主張する以上に、地頭代を厳しく処罰することを要求することの方に重点がおかれていたことは明らかである。

以上の諸点と本稿で検討したこととをあわせ考えることにより、「和与の認可申請手続」過程に「私和与」の生じ得る可能性を見出すならば、和与の認可申請の行われるときに「挙状」の必要とされ得る場合(本所領家対地頭御家人間の相論など)、あるいは、和与状を作成する前段階から両当事者が裁判所を介して和与の認可申請手続を行っているような場合(【史料5】など)などにおいて生じる可能性は低かったと考えられ、他方、生じる可能性の考えられるのは、裁許の手続にいたる以前に訴陳あるいは弁論手続が停滞し、裁判手続が事実上中断したままになった状況で、和与状の作成・交換手続が訴訟両当事者間において完結したままに終わるような場合(【史料18】など)であろう。このような状況が生じ得た可能性を示すケースとして、例えば【史料15】が見られたわけである。「和与の認可申請手続」からみた「私和与」の可能性はこのように想定することがおおよそ可能であろうが、「私和与」が現実的にあるいは理論的にどのような状況において生じ得るのかという問題については、さらに関連史料



を詳細に検討する必要がある。そして、裁判手続上、「私和与」を何らかのかたちで定義することが可能となれば、自ずと「和与」を定義することもまた可能となるであろう。本稿の直接意図したことからいよいよ協道にそれてしまったが、本稿が残した課題を明らかにするとともに、裁判手続の上で和与がどのように取り扱われていたのかについて、より一層理解を深めていくことの必要性を強調して本稿を結びたいと思う。

### 【註】

(1) 例えば、前掲、植田信廣「鎌倉幕府の裁判における『不論理非』の論理をめぐって」における「三 和與による判決」では、佐藤進一氏による見解が参照されながら「和與」に関して次のようにまとめられる。すなわち、「鎌倉幕府の裁判においては、訴訟の過程で和與が成立すれば訴訟はこれによつて終結し、和與の内容どおりにせよとの判決が下されるのが通例であった。通常和與が成立すれば幕府はもはや當該紛争事案の実体的審理を行う必要がなくなるという点、及び幕府が特に鎌倉後期に和與による訴訟の解決を意識的に奨励したという点に着目すれば、和與による判決も理非を論じない判決の一つに含めることができる」と。

他方で、植田氏は牧英正・藤原明久編・青林法学叢書「日本法制史」(青林書院、一九九三年)所収「第三章 鎌倉・室町期の法」の「第四節 中世法の基本的性格」に収まる「三 不論理非」の論理による裁判」において、前掲稿で採り上げられていた「年貢所当未進の事実の有無に関する訴訟に対する判決」および「悪口の咎による判決」に加えて「和與による判決」についても叙述の対象から削除されたかたちで、「年紀法による判決」、「越訴と不易法」、「召文違背の咎による判決」、「安堵外題法による判決」および「喧嘩而成敗法の成立」について論じておられる。したがって、

ここではとりわけ、「和與による判決」が除外されている理由については、本稿が関心を寄せるところとなる。また、植田氏のいわれる「不論理非の論理」については、新田一郎氏が笠松宏至氏によって指摘された幕府裁判における「入門」を検討し、その手続の成立し得た条件を鎌倉時代後期の社会的状況に求めるなかで次のように論じておられる。すなわち、「先に掲げた諸事例でも、また植田氏が指摘する「不論理非」の類型について見ても、「沙汰之肝要」たる「切り札」として提示される「一般性を持った規範」の類型は、「訴訟違期」のような手続違反に対する制裁に代表されるように、ことがらの実体的な内容に即した判断基準ではなくより形式的な規範類型が、そのかなりの部分を占めている」と（新田「日本中世の社会と法―国制史の変容―」東京大学出版会、一九九五年、三六頁）。このように、現在では、「国制史」的な問題関心から「不論理非」が論じられるようになってきているが、そもそもわが国の中世法制史研究において、「不論理非」を「道理」との関係で論じたものとしては、辻本弘明「我国中世武家法における法構造―法感情として現れた「道理」と「不論理非」を中心に―」（『史朋』九号および一〇号、一九七四年七五年、のち、辻本「中世武家法の史的構造」岩田書院、一九九九年、所収）が嚆矢であることを付言しておきたい。

- (2) 【史料18】「相良家文書」肥後多良木村地頭代申状案「鎌遣二八―二二―二三」。
- (3) 【史料19】「沙汰未練書」（『中世法制史料集』第二卷・室町幕府法、岩波書店、一九五七年）。
- (4) 【史料20】「東大寺文書」東大寺學侶等訴狀土代「鎌遣二七―二〇八―一三」。